

しがけんこ わかももしんぎかい だい かいじょうれいけんとうぶかい しだい  
滋賀県子ども若者審議会 第1回条例検討部会 次第

れいわ ねん がつ にち げつ じ ぶん じ ぶん  
令和5年3月6日(月) 17時30分~19時00分

しがけんちょうひがしかん かい だいかいぎしつ  
滋賀県庁東館7階 大会議室

1 かいかい  
開会

あいさつ  
挨拶

じこしょうかい  
自己紹介

2 ぎじ  
議事

(1) 「(仮称) 子ども基本条例」の検討について

① 「(仮称) 子ども基本条例」の検討を進めるにあたって

② 意見交換

・子ども政策を進めるために(主な論点)

(2) その他

3 へいかい  
閉会

しがけんこ わかもものしんぎかい じょうれいけんとうぶかいいいんめいぼ  
 滋賀県子ども若者審議会 条例検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属等
伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長
伊丹 稔	近江八幡市立八幡東中学校 校長
植松 潤治	社会福祉法人滋賀県障害児協会 湖北グリーブクリニック 総院長
北居 理恵	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 特定非営利活動法人Take-Liaison 副理事長
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐々木 マリアナ 春美	日本語指導員
柴田 雅美	滋賀県フリースクール等連絡協議会 会長
住田 光生	H28年度 ラムサールびわっこ大使(高校生)
田井中 歩乃佳	子ども県議会サポーター(高校生)
田中 洋一	CLUB ATTRACTION 理事長
中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校 校長
中村 凜之介	長浜市地域おこし協力隊
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
堀江 昌史	能美舎 代表
宮嶋 加奈江	草津市立常盤小学校 教諭
山本 一成	滋賀大学教育学部 准教授
山本 久子	滋賀弁護士会 会長

## 「(仮称) 子ども基本条例」の検討を進めるにあたって

### 1 趣旨

本県では、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定し、子ども政策の推進を図ってきたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきた。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化している。国においては、令和4年6月に子ども基本法が成立し、子ども政策への関心が高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要と考える。

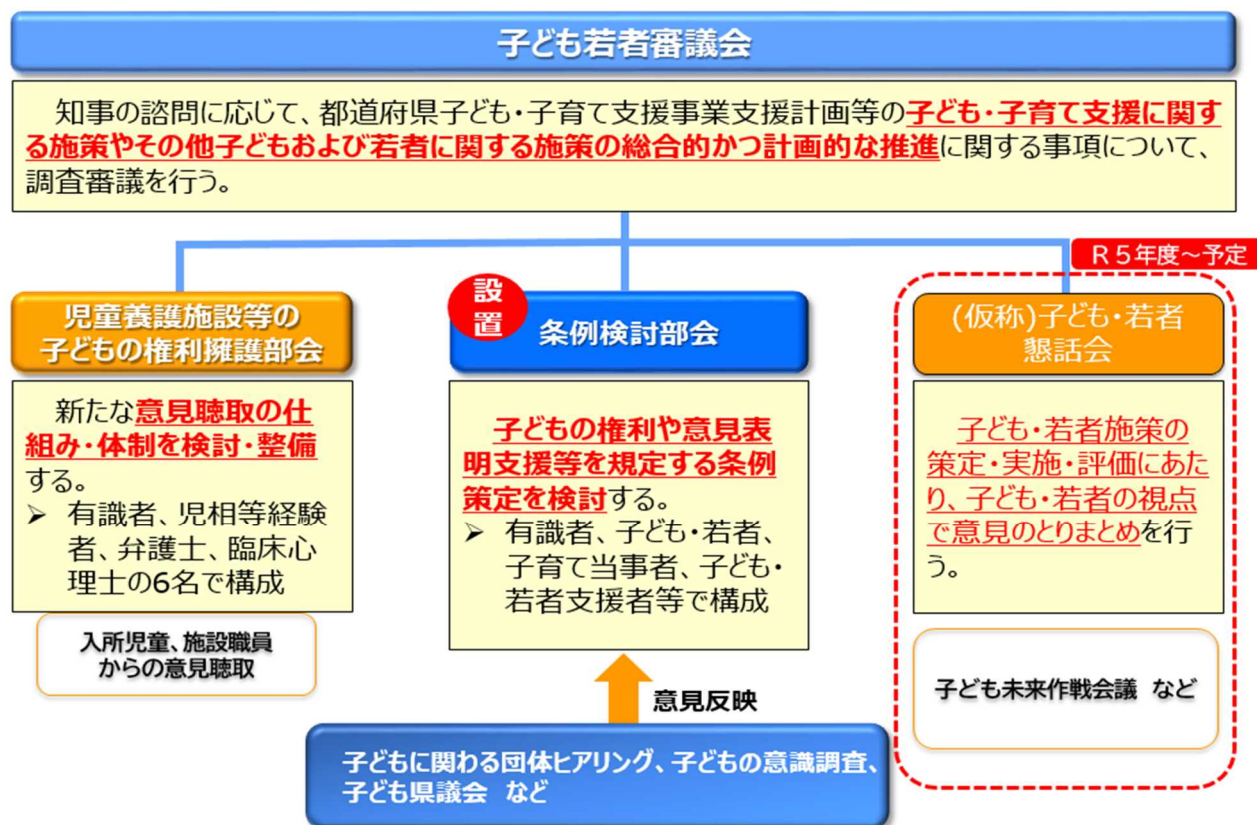
県民から親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を実現するため、新たな条例の策定について検討するものである。

### 2 検討体制

知事が子ども若者審議会に諮問。子ども若者審議会に、条例検討部会を設置して集中的に審議いただく。

併せて、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等へのアンケート、ヒアリング等を実施する。

## 条例検討部会の設置



### 3 スケジュール(想定)

(令和4年度)

10月17日 子ども若者審議会（論点出し）  
 11月11日 委員改選  
 12月27日 子ども若者審議会①（諮問、条例検討部会の設置）  
 3月6日 条例検討部会①（論点の抽出）

(令和5年度)

4～5月 // ②（論点の整理・検討）  
 5～6月 // ③（骨子案）  
 6～7月 子ども若者審議会②（骨子案）  
 8～9月 // ④（素案）  
 9～10月 // ⑤⑥（原案）  
 10月 子ども若者審議会③（原案）  
 11月 答申

### 4 子ども若者審議会・条例検討部会の開催

#### (1) 子ども若者審議会

回数	開催時期	議題（想定）
第18回	令和4年12月27日	会長の選出 （仮称）子ども基本条例の諮問 条例検討部会の設置 条例検討の進め方 条例検討にかかる意見等
第19回	令和5年6月～7月	R5年度事業の取組 条例検討部会の中間報告 条例骨子案の審議
第20回	令和5年10月	R5年度事業経過報告 条例検討部会の経過報告 答申案の審議
—	令和5年11月	答申

## (2) 条例検討部会

	開催時期	議題(想定)
第1回	令和5年3月6日	条例検討を進めるにあたって 子ども政策を進めるために(主な論点)
第2回	令和5年4月～5月	団体ヒアリングの実施状況報告 論点の整理・検討について
第3回	令和5年5月～6月	子ども・若者の意見聴取の取組に向けて 条例の骨子案の策定について
第4回	令和5年8月～9月	子ども・若者の意見聴取の取組報告について 骨子案に対するこれまでの意見について 条例の条文(素案)の検討について
第5回	令和5年9月～10月	条例案の策定について 条例検討部会における検討結果(答申案)まとめ
第6回		

※ 今後の検討の状況により、開催時期や議題は変更となります。

## 5 子ども・若者の意見聴取の取組について（予定）

### （1）条例検討に活用するための取組

#### ① 子どもに関わる団体へのヒアリング

子ども・若者が主体となった活動・取組を行っている団体等から直接意見を聞くなど、様々な子ども等の意見を聞く機会を設ける。

→活動や取組にあたって、どのように子ども・若者の意見や視点が取り入れられているか、その成果や当事者の思い等を聞き、条例検討の際の参考とする。

実施時期：令和5年2月～

#### ② 子どもの意識調査

子ども等を取り巻く現状等について意識調査を行い、条例が目指す方向性、項目の検討資料とする。

調査対象：小学生、中学生、高校生、大学生、未就学児の保護者等。

調査項目：自分の意見を言うことができるか。

自分の意見が尊重されていると感じているか。 など

#### ③ 子どもの思いの自由な表現（R5～）

子どもの意見は、声だけではなく絵などの作品からもその意図や思いを汲み取ることができるのではないか。子どもの自由な表現により、滋賀の未来に向けた思いや願いを寄せてもらい、条例づくりに生かしていく。

（例. 子どもたちが主役となり、輝く姿をイメージした絵を募集し、その作品に込めた思いを聴取し発信することで、子どもを中心とした社会づくりへの意識を高めていく。）

#### ④ HPによる検討状況の見える化と随時の意見募集（R5～）

条例検討にあたり、骨子案の段階から検討状況や子どもたちの活動の姿をHPで公表し、しがネット受付サービスを活用して随時意見を募集し、条例検討に活用していく。

## (2) 子ども若者施策に関する恒常的な取組

### ① 子ども若者審議会 当事者部会（懇話会）の設置（R5～）

子ども若者施策について、当事者である子ども若者の視点により、意見交換し、反映していく。また、子ども若者の議論を通じた取組についても検討する。

#### I. 未来をつくる！ぐるっとびわこ子ども未来作戦会議の開催（R5～）

県内各地(6カ所)の子どもたちが主体的に参加する子ども未来作戦会議(ワークショップ)を開催する。会議では、家庭、日常生活、学校や地域をよりよくしていくための作戦を練る中で、子どもたちの声を拾い上げ、条例検討に活かしていく。

#### II. みんなでつくろう！「(仮称) こども基本条例」子どもの意見聴取（R5～）

新たな条例について、子どもたちが自分ごととして捉えられるよう、子どもの目線に立った資料を作成する。あわせて、紙面には意見ができる仕組みをあわせて検討していく。

※広報課の子ども向けポータルサイトへの誘導など

資料作成にあたっては、発達段階に応じた内容を検討する。(児童向け・生徒向け)

### ② 子ども県議会

小学校4年生から中学校3年生を対象に、県政等に対する意見や提言を募集し、子ども議員を決定する。子ども議員は、学習会を積み重ね、広い視野から滋賀について考え、「子ども県議会」において、これまでの活動報告や滋賀がよりよくなるための提案等を行う。

### ③ 次世代県政モニター事業（R5～）

広報課において、次世代(高校生300人)モニターに、子どもに関わる案件や政策に関するアンケートを実施し、施策に反映する資料とする。

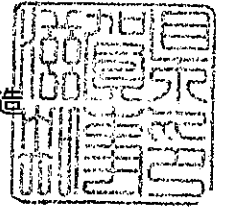




滋 子 青 第 2695 号  
令和4年(2022年)12月27日

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



「(仮称) 子ども基本条例」の策定について (諮問)

子どもは次代を切り拓く存在であり、私たちの希望です。今こそ、すべての子ども一人ひとりが尊重され、年齢や発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、安全・安心な環境の中で愛されて育ち、自らの夢や志に向けて学び成長していくことができる社会づくりが求められています。

本県ではこれまでから、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を進めてまいりましたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。本年6月にはこども基本法が制定され、子ども政策への関心も高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要です。

県民の皆さんから親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を、今の時代にふさわしい新たな条例の策定を通じ、県民の皆さんと思いを共有しながら実現していきたいと考えています。

そこで、「(仮称) 子ども基本条例」の策定について、滋賀県付属機関設置条例第2条(平成25年滋賀県条例第53号)に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、審議にあたっては、福祉、教育、医療、保健、療育など子どもに関わる幅広い分野の関係者の参画を得るとともに、条例の思いが子どもたちに届くよう、子どもの目線で、子どもの声を取り入れながら、子どもに分かりやすい内容に御配慮をお願いします。



## 滋賀県子ども若者審議会でのこれまでの意見

## 【理念・滋賀らしさ】

- 他の自治体と似たものではなく、あくまで滋賀県らしさにこだわっていきたい。
- 滋賀らしさは今ここにあるものだけでなく、新しいものをつくることでも生まれ、他にないものができる。
- 子どもたちの脳は冒険脳。瞬間的に興味のあるところに行く。危ないことをいっぱいするが、危ないからと止めたりするのでなく、もし川で溺れそうになっても服のまま泳げる力をつけるとか、そういう方向に考えられないか。
- 子どもは無力なだけの存在ではない。防犯ブザーを持たせるよりも、どのくらいの大きな声で助けてくれと言えるか、子どもが持っている力のエンパワーメントを図り、たくましい子どもが育ってほしい。
- 滋賀県の子どもは控えめ。もっとわんぱくでもよくて、新しいことに果敢に挑戦して社会を切り開いていく力を活用できるような滋賀県らしさを出していただきたい。
- 誰一人取り残さず、すべての子に光が当たるように。
- 外国籍の方など、各地域に様々な子どもがいるので、誰一人取り残さないという観点を条例にどう盛り込むか。
- 福祉的な視点は重要だが、今頑張っている子をどう支えていき、能力を引き上げていくのかという教育的な視点も抜けてはいけない。

## 【条例の対象年齢】

- 子どもは18歳までとするのか。

## 【現行子ども条例の見直しにあたって】

- 15年以上も改正されていない。
- 継続的にフォローする仕組みを盛り込んでいない。
- 現行の条例は、子どもの権利条約を身近な手元に置くというイメージで策定していた。16年が経過し、社会の変化、子どもの権利条約やこども基本法がある中で、滋賀県らしい条例としてどう置くか。子どもたちの意見をしっかり受け止めながら、自分たちのものだと思ってもらえる条例を教育委員会と連携して進めていけるといいのではないか。
- 今後新たにどんな問題が出てくるか予想がつかないが、どんな問題が起こっても対処できるように、しっかりと聞く場を持つなど組織についても書き込んでおくとよい。

## 【条例検討での意見聴取】

- 県民の意見を幅広く立体的に収集すべき。
- 小学生、中学生の声も聞いてほしい。
- 自信のない学生が増えてきたという実感がある。条例づくりで自分の意見が反映され

ると自信や成長に繋がり、滋賀らしさにもなる。

- アンケートの手法として、自由記述に子どもたちの声が詰まっていることがある。また、実施にあたって、子どもたちが自由に書ける雰囲気づくりも大事。
- 子育て支援者の思いも当事者として言えるようにしてほしい。

### 【子どもの権利条約、こども基本法】

- 子どもの権利条約は、法制度上、憲法に比類する非常に強い法的権限を持っており、新たな条例に子どもの権利条約が作用するのかもしれないのかは大きな観点。
- 子どもの権利を滋賀版に焼き直してしっかり子どもたちに伝えていくということであれば、条約等のことも一定意識しつつ、そこと齟齬がないように作っていく必要がある。
- 子どもの権利条約に基づいて条例を作るのかどうか。また、子どもたちに使ってもらうことが目的なのか、権利が保障されていることを子どもたちに伝え渡そうとするものなのか、県民全体がこれでいこう、と合意をするものなのか、行政が動きやすくするための根拠となるものなのか、条例にはいくつかの機能があると思う。どのように立て付けていくのがよいか。

### 【子どもの声を聞くということ】

- 子どもの意見聴取にあたっては、子どもの目線に立つことが大事。
- 意見を言える子どももいれば、埋もれてしまう声なき声も存在する。そこに光を当てずして、子どもの条例の制定は難しい。
- 幼児期はなかなか意見表明できないが、大事な時期。時代とともに家族のありようにも変化がみられるので、そのようなところにも焦点が当たるように。
- 意見を聞きますよ、では不十分で、意見を言える子どもたちをどうやって育てていくかの仕組みが盛り込まれているのが子どもの権利条約の考え方。意見としてまとまっていなくても自由に話していいんだよと、育ちを支えるという理念を失わないようにして滋賀らしくできたらよい。
- 子どもたちに権利があるのだからもっと言いなさいということなのか、意見を言いやすい環境をどのように作っていくかということなのかであるが、県民がみんなで子どもたちを育てる環境をつくるという意味合いであるべき。ヤングケアラーの子や虐待を受けている子たちにいくら権利があるからと言っても意見は出てこない。
- 虐待されてもお母さん大好き、お父さん大好きという子どもが多い。その中でどう向き合い支援するかを考えなければ、意見を聞くだけで子どもたちを救うことにはならない。
- ヤングケアラー、障害をお持ちのお子さん、外国籍のお子さんなど、意見表明ができない、あるいはしようと思わない様々な子どもがおり、その意見をどう吸い上げていくかが非常に大切だと感じた。
- 条例の中にはあまり具体的なことは書けないのかもしれないが、意見を吸い上げる環境整備について、アドボカシーにぜひ取り組んでいただきたい。

- 意見を吸い上げる組織や、継続してモニターする仕組みなど、非常に大切だと思う。
- 発言をしない子どもの声をどう聞いていくのか。ICTの活用や既にあるデータなども活用できるかもしれない。また、普段から子どもたちの声を聞いている児童養護施設の職員や学童保育の支援員、教員などへの聞き取りも考えられるのではないかな。

### 【子育て支援】

- 仕事はしたいが子どもをなかなか預けられない方が結構いる。女性活躍と言われるが、働く機会を失っている方もおられるため、条例に向けて幅広い視点で考えていただきたい。
- 学童保育所のニーズが高まってきている。いかに待機児童をなくしていくかということを考えなければならない。一方で、新しく施設を建てるとなると、後の利活用問題を抱えることとなる。
- 子どもたちのために頑張っている方々が評価され、質の向上につながる仕組みがないものかなと思う。

### 【若い保護者への支援・子育て不安】

- 若くして出産し、若いので何とかなると安易に考えておられるようで、フォローが必要と感じる。
- コロナ禍で人との関わりが少なくなり、保護者も若く、年配者と話す機会もあまりなく、子育てについての不安があるようである。保護者同士で会話ができる関係が作れるとよいが、孤立していく。どのように繋いでいくかということに毎日思い巡らせている。
- 近年、子育て環境の変化を感じており、課題も変わってきている。核家族や転入の方が増えており、知らない土地で初めての子育てをする方が増えている。また、35歳以上の初産の方が増えており、体力面でのしんどさがあるように思う。
- お母さんがインターネットで情報を得て、それが正しい情報なのか誤った情報なのか分からないまま、マイナスな情報に引っ張られ、不安になっていると感じている。
- コロナ禍が重なり、人と繋がりを持ちにくかったり、自分の子育てがこれでいいのかと不安を持たれたりする方が増えている。
- 生涯の始まりはお腹の中にいるときから。妊娠から子育ての切れ目ない支援という部分で私達は関わらせていただいているのではないかなと思っている。
- 健やかな乳幼児期を過ごすために、親子関係が安定しているということが大切である。
- コロナ禍で、お昼ご飯代や電気代など、様々な生活をする中でお金がかかるが、多子世帯へのフォローが十分でない。
- 子育てが負担になるとの情報が多く出すぎている。

### 【父親の育児参加】

- 父親の育児休業について、ただのパパのお休みとならないように。どのように育児に参加していくか、父親も知識を持つことが大切。父親への育児支援を充実させなければ

ならない。

- 父親の育児参加について、中身の質と実行性が伴っていることが大事。

### 【就学前の教育・保育環境】

- 就学前教育の充実について、30年も前から叫ばれているが、何も変わっていない。いまだに臨時の先生が多く、園庭もとても狭い。子どもに関する公民館活動に係る予算がカットされる等の実態がある。
- 保育園は国や県の補助があるが、幼稚園は丸々自治体負担となるため、嫌がられると聞いた。仕組みをもうちょっと工夫してほしい。
- 保育の無償化が始まり、幼稚園に通う子どもの人数が減っている。5歳児と4歳児を同じクラスにする状況が起きている。
- 保育の無償化とともに、幼稚園の入園者が減り運営が大変になっている。文部科学省と厚生労働省という所管の違いは、保護者には関係がない。母親が働きたくても働けない壁があるので、壁は低くしてたくさん子どもを預かってもらいたいと思う。

### 【地域の子育て支援・見守り】

- 外国籍の方や障害を持った子どもの支援者は、仕事を楽しんでいる人もヘトヘトになっている人もいる。親も子どもも支援者も幸せになれるような条例となってほしい。
- 地域の中で、縦ではなく斜めの繋がりが大切。地域のお兄さんやお姉さんと繋がる大事さを感じている。
- イベントをすると子どもが来てくれるが、その繋がりが次になかなか発展できていない。
- イベントが地域に根付いて、自分たちの家族とか友達以外の顔が見える場が増えていくと、子どもたちにとってもこの町に住んでいて楽しいなとか、そういう感覚を持ってもらえるのではないかと思う。
- 地域でいろんな人が連携しての炊き出し活動をしていた。そのような取組がいろんなところでできてくればいいと思う。
- 遠くの身内より近くの他人。子どもが学校から帰ったあと公民館へ走っていけるように、「公民館のおばちゃんと親しくなっておきなさい」と訓練をしている。
- 役員が嫌だとか、責任が伴うからと青少年育成会のなり手も少なく、PTA離れもある。子ども会の脱退や縮小も聞かれる。仕事や家庭にプラスαで学校のことや地域のことをする余裕がない。
- 学童保育で問題が起こるとか、公園で事件に巻き込まれるということがあるので、保護者は、家の前で子どもたちが遊んでいても心配という状況である。今は本当に保護者としてやりづらい現状であり、そのような状況を打破できるよう考えたい。

### 【誰一人取り残さない】

- コロナ禍で親の収入が減り、放課後児童クラブにお金が払えなくなり、子どもが入れ

ないことがある。

- 保育所等、学校等で様々な支援が必要な方がおられる。受け皿をどうするのが大きな課題。
- 現行の子ども条例は、「教育と福祉の連携」という言葉が何度も出てきたが、「ヤングケアラー」という言葉はなかった。
- ヤングケアラーや虐待の話は、毎日現場にいるため、身に詰まる思いもある。
- ヤングケアラーなど、同じ境遇にいる人がインターネット等を通じて、悩みを共有できる場があればいいと思う。
- 学校に行けない、塾にも行けないという子たちについて、試験や入試の前に1か月ほど勉強を見るということをしてきた。このような居場所を広げていけるような条例になってほしい。
- スクールカウンセラーについて、量的な数値目標から始まってそろそろ質の問題へと移らなければならない。
- 問題を抱えている子どもへの支援から始まり、次の段階として、まだ全然問題を感じていないような子どもたちのストレスマネジメントであるとか、レジリエンス(回復力)をつけるであるとか、意見を言える教育とか、そういう段階にくるのだと思う。まずは拾い上げる仕組みをしっかりとつくる。その次に言える仕組みをしっかりとつくる。何段階かで政策的には進んでいくのだろうと思う。
- 支援をする側がどのぐらい支援を求められているかということを見極める目が必要となる。

### 【子ども政策と障害児支援の縦割り】

- 障害のある子どもは、障害福祉の分野になり、若者・社会的養護の話になると、障害児が置いてきぼりになっているように感じることもある。
- 児童養護施設、障害児福祉施設であったり、施設にいる子どもたちはよく似た状況で、障害の特性や家庭の環境など、様々な要因が絡み合った状態でしんどさを抱えていることが多い。
- 子ども・青少年局と障害福祉課の縦割りではなくて、横連携がされて、もっと風通しが良くなってほしいと感じる。

### 【情報共有・連携】

- ひきこもりの若者が増えている。またひとり親家庭などの情報が入りにくいので、支援がしにくいという声を民生委員さんからお聞きする。
- 障害者の団体が、高齢者・身体障害者のことはわかるが、それ以外の障害者の情報が何一つ入らないと言われる。
- 障害福祉の分野では、放課後等デイサービスや障害児の放課後の療育支援などがあるが、学校と支援する福祉とが情報共有ができるといいと思う。

### 【子どもの居場所、体験の機会】

- 学校や放課後児童クラブ以外に子どもの居場所があるのだろうかという疑問。地域の公園、草の根広場で活動しているのは高齢者だけで、子どもが遊ぶ姿が見られない。

### 【若者支援】

- 専門学生・大学生の教育資金の借入が増えている。貸付と同時に就労支援が重要。
- できる・できないで物事を判断する若者が増え、効率的な考えは持っているが、理想や将来展望を明確に持たない傾向がある。また、失敗を怖がる姿も見られる。
- 自信がない若者が多く、人から言われることにいつも怯えているように感じる。
- 若者では、ひきこもりが気になる。不登校から継続し、社会復帰が難しいという課題がある。
- 仕事は頑張るが、結婚を考えない若者が増えている。婚活事業をしても集まらない。



## 子ども政策を進めるために（主な論点）

・大切にしたい考え方

・「子ども目線」を大切にされた政策

・子どもや若者の意見に対する政策への反映

・子ども政策を推進するために必要な視点

・その他

（部会の進め方 など）



# こども基本法説明資料

## 内閣官房こども家庭庁設立準備室

### こども基本法の概要

#### 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

#### 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

#### 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

#### 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定  
 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

#### 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映  
 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備  
 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保  
 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知  
 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

#### こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置  
 ① 大綱の案を作成  
 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進  
 ③ 関係行政機関相互の調整 等  
 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

#### 附則

- 施行期日：令和5年4月1日  
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

- ◆ 令和4年4月4日 自由民主党・公明党から衆議院に議案提出  
議案提出者：加藤勝信議員ほか10名

＜衆議院内閣委員会における審議＞

- ◆ 令和4年5月17日 衆議院において可決  
賛成会派：自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、  
公明党、国民民主党・無所属クラブ、有志の会  
反対会派：日本共産党、れいわ新選組

＜参議院内閣委員会における審議＞

- ◆ 令和4年6月15日 参議院において可決、成立  
賛成会派：自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、日本維新の会、  
公明党、国民民主党・新緑風会  
反対会派：日本共産党
- ◆ 令和4年6月22日 公布
- ◆ 令和5年4月1日 施行

3

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- ◆ これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。
- ◆ 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。
- ◆ このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されました。

4

# 目的（第1条）

（参考）こども基本法案 趣旨説明

ただいま議題となりましたこども基本法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

こどもに関する施策については、これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、残念ながら、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、政府においては、こども政策の司令塔としてこども家庭庁を設置する法案を提出されていますが、このような組織法と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であると考え、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を目指すことを明示し、それに向けて「こども施策を総合的に推進すること」を目的としております。

第二に、こども家庭庁設置法案と同様に、「心身の発達過程にある者」を「こども」と定義しております。また、「こども施策」を「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義しております。

第三に、こども施策の基本理念として、1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる四原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」に相当する内容を規定しております。5号ではこどもの養育について、6号では子育てについての基本理念をそれぞれ定めております。

第四に、年次報告及びこども大綱の規定を設けております。なお、この法律により、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における国会報告や大綱等を束ねることにより、関係する施策に横串を通すとともに、行政の事務負担の軽減を図ることとしております。

第五に、閣僚会議として、「こども政策推進会議」を設けることとしております。この会議につきましても、先ほど申し上げました、三つの法律における会議等を統合することとしております。

第六に、国の責務等を規定し、また、基本的施策として、こども施策に対するこども等の意見の反映、支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、こども施策の充実及び財政上の措置等を規定しております。

最後に、この法律は、こども家庭庁設置法案の施行に合わせ、令和5年4月1日から施行することとしております。また、検討条項として、「こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備」を含め、「基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策」について検討する旨を定めております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

5

# 定義（第2条）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

◆ 「こども施策」とは、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなります。

◆ ①「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解されます。その具体的な例が、第2項各号に列記されています。

◆ ②「一体的に講ずべき施策」とは、例えば、以下の施策が含まれると解されます。

✓ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

✓ 「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

6

## 定義（第2条）

- ◆ このように、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。
- ◆ なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものです。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものです。
  - ✓ 教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められます。

(参考) 令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

本法案に言いますこども施策、これはこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策、これを言うものと定義されております。この定義上、教育施策も含めた幅広い施策がこども施策に含まれるということになります。そして、本法案の3条におきましては、こうしたこども施策の基本理念として、先ほど委員も指摘のありました児童の権利に関する条約、これに相当する内容が定められております。

したがって、児童の権利に関する条約の四原則につきましては、この本法案のこども施策に関する基本理念、こうしたものを通じて、当然に教育行政につきましても一体的に講ずべき施策全般に及ぶということになると考えております。

(参考) 令和4年5月13日 衆・内閣委 提案者答弁

こども施策の定義上、教育政策はこども施策に含まれることから、児童の権利に関する条約の四原則について定めた本法案のこども施策に関する基本理念もまた、当然、学校教育にも及ぶこととなります。

もとより、児童の権利に関する条約を発効した段階で、これは平成6年なんですけれども、文科省が通知を發出しております、（中略）学校教育の内容自体は、憲法や教育基本法を頂点とする、いわゆる教育法体系の中で定められるものでありますけれども、その教育法体系の中でも、先ほど申し上げた通知の中のように、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところであります。

(参考) 令和4年4月22日 衆・内閣委 提案者答弁

こどもに対する教育は、現行法上、憲法及び教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われており、これはこども基本法案が成立しても変わるものではないと考えております。

こどもの健やかな成長を支えるということもこども基本法案が成立すれば、こどもに対する教育においてもこどもの成長を中心に考えるという理念が明確となります。そして、これは教育基本法一条に定める、教育の目的に掲げる、心身ともに健康な国民の育成という目的と通ずる理念であると考えております。

## 基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- ◆ 1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別的禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。
- ◆ 上記に加え、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ、定められています。

## 基本理念（第3条）

### （基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

- ◆ 1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されています。
- ◆ 2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命、生存及び発達に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めたものです。

### ○ 児童の権利に関する条約

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第6条 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

## 基本理念（第3条）

### （基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

- ◆ 3号は、児童の権利に関する条約第12条の児童の意見の尊重の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したものです。
  - ✓ 「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解されます。
  - ✓ 「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されています。

### ○ 児童の権利に関する条約

第12条 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

## 基本理念（第3条）

◆ 4号は、子ども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、子どもの意見が、その年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものです。

- ✓ 国では、「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子ども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としています。この「基本方針」でいう「子ども政策」には、子ども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれています。
- ✓ 「最善の利益の優先考慮」とは、「子どもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮することです。子どもの意見がその年齢及び発達に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子どもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、子どもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。

### ○ 児童の権利に関する条約

第3条 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

(参考) 令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

子ども基本法第3条3号は、児童の権利に関する条約第12条第1項におきまして、「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」と、こうありますのを受けて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、この確保について定めたものでございます。

これに対しまして、法案の第3条第4号であります。自己に直接関係する事項以外の事項でありましても、子どもの意見はその年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるということを決めたものでございます。

(参考) 令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

正しい表現になるかどうかは分かりませんが、もちろん子どもの意見表明、非常に大事だという前提で、しかし、その子どもの、ある意味なんでもかんでも子どもの意見、わがままで全部聞いてそれを受け止めろということではなくて、つまり、4号は、その子どもの年齢、発達の状況それぞれに応じて意見を尊重するという、そういう基本理念を求めているのがこの4号になると、<sup>11</sup> そうご理解をいただければと思います。

## 基本理念（第3条）

### （基本理念）

第三条 子ども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

五 子どもを養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

◆ 5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものです。また、家庭での養育が困難な子どもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものです。

◆ 6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものです。

### ○ 児童の権利に関する条約

第18条 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

第20条 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与<sup>12</sup>る特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。



## （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

## （国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

- ◆ 国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。
- ◆ 事業主に対し、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課しています。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課しています。

（参考）令和4年5月13日 参・内閣委 提案者答弁

長時間労働などが仕事と子育ての両立の難しさにつながっているという現状に鑑みますと、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国、地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいとすることができます。

また、少子化社会対策基本法におきましても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設けて、事業主は、こどもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとするとして定められておりまして、本法案においても、同様の問題意識から規定を設けたものであります。

## 年次報告（第8条）

## （年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

- ◆ こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定しています（いわゆる法定白書）。
- ◆ こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなります。
- ◆ こどもに関する法定白書が一本化されることにより、国民にとってわかりやすいものとなるとともに、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

（こども施策に関する大綱）

- 第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。
- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 こども施策に関する基本的な方針
    - 二 こども施策に関する重要事項
    - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
  - 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
    - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
    - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
    - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
  - 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
  - 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
  - 6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。

◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

15

都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条）

（都道府県こども計画等）

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
  - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

- ◆ 都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
  - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
  - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
  - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
    - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
    - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。
- ◆ こども家庭庁においては、今後、様々な情報提供・支援を通じて、地方公共団体におけるこども計画の策定を後押ししていきます。

## こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。
- ◆ ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解されます。
- ◆ ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。

（参考）令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

こどもの視点に立った政策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であり、そのためには必要な措置を国や地方公共団体がそれぞれの立場で講じなければならぬというふうにしたところであります。

- ◆ 児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められています。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されています。
- ◆ 一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。
- ◆ こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。
  - ✓ こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
  - ✓ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
  - ✓ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

（参考）令和4年6月10日参・内閣委 提案者答弁

この意見の尊重を基本理念として掲げているだけではなく、この基本施策として、11条におきまして、国、地方公共団体のこども施策の立案、実施、評価におけるこどもの意見の反映のために必要な措置を講ずると、こういう規定もあるわけですので、19  
 ます。こうした措置により、こどもの意見を聞くだけで終わらないようにという趣旨でございます。

## こども等の意見の反映（第11条）

- ◆ こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要です。
- ◆ 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられます。
  - ✓ 当該施策が、①こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、②主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に係る施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に申し上げるのは難しいですが、①「こどもに関する施策」は、②「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられます。
- ◆ こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなります。
  - ✓ こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。

- ◆ こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割も重要です。
- ◆ 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれます。
- ◆ こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していくことにしています。
  - ✓ 10代から20代のこどもや若者を対象としたWebアンケートや対面等での意見交換、こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりを行っていきます。これらの仕組みは、国の関係機関も活用できるようにしていく予定です。
  - ✓ 関係省庁の審議会等の委員等へのこどもや若者の参画を促進していきます。いわゆる骨太の方針2021では、「政策決定過程において、とりわけ若年世代や世代間合意が不可欠な分野の施策について、若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。」とされています。
  - ✓ 地方公共団体に対しては、好事例の横展開をはじめ、情報提供・支援を行っていきます。
  - ✓ こども家庭庁の創設を待たず、令和4年度に、内閣官房において、国内先進事例・諸外国取組事例の収集・分析、有識者ヒアリング等の調査研究を行っていきます。資料や議事要旨は、内閣官房HP ([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku\\_suishin/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html)) を御覧ください。

21

## 総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条）

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定されたものです。
- ◆ こども家庭庁の下で、関係省庁の連携体制を確保してまいります。

（参考）令和4年4月27日 衆・内閣委 提案者答弁

これは第十二条でありますけれども、こども施策において長年の課題とされてきた3つの壁、いわゆる年齢の壁、あるいはこどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これを打破し、統合的、一体的に支援を提供していくということ。さらには、こども施策の実施や大綱の作成に当たって、こども等の意見を反映させるために必要な措置を取ることが、国に対する義務づけともさせていただいている。こうした目的、基本理念などの中で、本法案により、冒頭申し上げましたように、これまで以上にこども政策が総合的に、また連携が取られて推進されることを期待しているところであります。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

◆ こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要です。

◆ 第13条において、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が規定されています。また、第14条において、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について定められています。

23

◆ 地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされています。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されています。

◆ 本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解されます。

- ✓ 地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ✓ 子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ✓ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ✓ 児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

（参考）令和4年4月27日 衆・内閣委 提案者答弁

各地域におけるこども施策の適正かつ円滑な実施に当たっては、医療、教育等に関する業務を行う関係機関のみならず、子育て支援団体を始め、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体の活動が重要であります。

そこで、これらの関係機関や民間団体が相互に連携できるよう、第13条第2項で、都道府県及び市町村がこれらの有機的な連携の確保に努めなければならないとしました。この有機的な連携の具体的な取組としては、関係機関と民間団体、官民の適切な役割分担の下、情報の連携による支援ニーズの迅速な把握や支援の実施などが想定をされます。

これにより、各地域におけるこども施策に関わる支援が効率的に、また切れ目なく行われることが期待をされます。

24

**第十五条** 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

- ◆ こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定されました。
- ◆ 今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していきます。

(参考) 令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

本基本法15条においては、「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と定めておまして、その趣旨は、このこども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもを始め広く国民に周知させることにあるわけであります。

広報活動等の具体的な方法あるいは対応などはこれから様々な運用に委ねられるというふうには思いますが、こどもに対する周知の場として学校が含まれ得ることについては、私ども提案者としてもそれ想定をしているところであります。また、この点については、先ほど委員おっしゃったように、生徒指導提要改訂が議論されているところですが、これは衆議院の審議においても議論されて、政府からも答弁があったところですが、教職員が児童の権利に関する条約の理解を深めるために、その改訂試案に同条約の四つの原則が盛り込まれたこと、これは評価をいただいているということではありますが、また、校則の制定、見直しに児童生徒の意見を尊重する取組について、これを肯定的に捉えているといったことが示されたというふうに衆議院では議論をされたことと承知しております。

私ども提案者としても、このような取組などを含めて、政府においても、こどもにも、また、教職員などの大人にも、本法案とこの児童の権利条約の趣旨及び内容について理解を深めていただくための取組が進められることを期待をして、この法案を提出しております。

25

## こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条）

**第十六条** 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- ◆ 政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものです。閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められています。

(参考) 令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

16条で実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずる努力義務というものを書いておりますが、その前提として、政府はこども大綱が定めるところによりという文言を入れさせていただいております。

その上で、このこども大綱に関する第9条第4項の規定で、こども大綱に定めるこども施策について、原則として具体的な目標及びその達成の期間を定めるということで、こども施策、御承知のように単年度でできるものではありません。一定期間の中でしっかり対応していく。しかも、この大綱は閣議決定という大変重たいものでありますし、当然、それをやるに当たっては、財源的な見通しを持ちながら当然進めていくものになっていくというふうに考えております（後略）。

(参考) 令和4年5月13日 参・内閣委 提案者答弁

こども施策を強力に進めるために、安定財源を確保しつつ予算を充実させることについては、与野党で一致しているものと認識しております。

与党案提出者としていたしましては、こども大綱において、実施すべきこども施策を定め、それに必要な予算を確保していく、こういった流れを想定し、財政上の措置の規定について、踏み込んで工夫をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、法案9条4項で、こども大綱を定めるに当たっては、こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするということとともに、16条で、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとしております。

その安定財源については、国民各層の御理解をいただきながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていくべきものであると考えております。

こども施策の充実に向けて、また先生のお力もいただいて、29を超えて取り組んでいきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いたします。

26

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第十九条・第二十条 （略）

◆ こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれました（従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合）。こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たします。

◆ 会議は、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されています。

27

## 経過措置（附則第2条）

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

◆ 基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のための必要な方策について、行政府及び立法府において検討することを定めたものです。

◆ 政府では、こども家庭庁において、こども家庭審議会などでこどもや子育て当事者、有識者などの意見を聴くことによって、公平性や透明性を確保しつつ、こども施策の充実を図っていきます。また、法案の提案者からは、立法府においても、行政府の施策の実施状況をみながら、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について議論していくとの答弁があったところです。

（参考）令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

先ほど申し上げたこの法案提出に至るプロセスの中で、そのコミッショナーということ、議論もございました。それについて、一体それがどういうものを日本の中で指していくことになるのか、あるいは既存の組織の中でどうあるのか様々な議論があり、必ずしも現時点ではこのコミッショナーに関して熟しているわけではない、こういったこと。そしてさらに、今回こども家庭庁が政府から提出をされ、このこども家庭庁が具体的に仕事を始めていく、また、その下でこども家庭審議会というものも新たにつくられていく、そういったことをしっかり見極めていくと、こういうことでございます。実際、検討規定の中においても、ポイントは、この法律の施行の状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども政策が基本理念にのっとり実施されているかどうかと、これが基本でありまして、その観点に立って基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討するというので、具体的にこれ、今おっしゃるこどもコミッショナーとか、あるいはほかのことも踏まえて、具体的な選択肢あるいは具体的なやり方、そういったものを前提としているものではなく、まさに文字どおり、この基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策、これをしっかりと、しかもこれ30国でありますから、政府だけではなくて国会においても議論をしていくと、こういうことでございます。



子どもに関する条例の制定状況

年度	都道府県	条例名	目的	子どもの権利・利益、意見表明権の規定
H16	北海道	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	・少子化対策の推進 ・子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現	第9条（子どもの権利及び利益の尊重）
H18	秋田県	秋田県子ども・子育て支援条例	子ども・子育て支援	第11条（子どもの意見の尊重） 第12条（子どもの権利の救済） 第4章（子どもの権利擁護委員会）
H19	石川県	いしかわ子ども総合条例	子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、希望する結婚をし、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	第4条（子どもの基本的人権の確保） 第5条（子どもの最善の利益の考慮等） ※意見を表明する機会の確保も言及
H21	富山県	とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例	子育て支援・少子化対策の推進	第20条（子どもの権利及び利益の尊重）
H23	三重県	三重県子ども条例	子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定める。 (1)子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもの最善の利益を尊重すること。 (3)子どもの力を信頼すること。	第3条（基本理念） 第11条（施策の基本となる事項）
H27	宮城県	みやぎ子ども・子育て県民条例（R4.3改正）	子ども・子育て支援	第9条（子どもの意見の尊重） 第10条（子どもの社会参加の促進）
R3	東京都	東京都こども基本条例	こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念と施策の基本事項を定める	第4条（こどもの権利） 第10条（こどもの意見表明と施策への反映） 第11条（こどもの参加の促進） 第14条（こどもの権利擁護）
R4	山梨県	やまなし子ども条例	子どもの健やかな育ちの支援、子どもの権利の実現	第17条（意見表明や参加の促進）
R4	奈良県	奈良っ子はぐくみ条例	子どものはぐくみ（大切に守るとともに、心身を成長させること）	第12条（子どもの意思の尊重）

※制定年度、条例名は「一般財団法人地方自治研究機構HP」参照

- ・子どもの権利・利益・意見表明権を個別条項として規定しているのは、9都道府県
- ・うち、議員提案条例は、宮城県、東京都、山梨県の3都県で、いずれも近年に制定・改定されている。

## 三重県子ども条例 (H23)

### ○前文 (抜粋)

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、(省略) 思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

(省略) 児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる社会づくりに取り組むことを決意し、

### ○規定の特徴

⇒全15規定のうち、第4条に県の責任、第5～9条を県民の皆さんの役割として、保護者・学校関係者等・事業者・県民等・市町それぞれの役割を明確にしており、第10条で互いに連携し、協働するよう努めることとしており、行政だけでなく、県民の皆さんと一緒に取り組んでいきましょうというメッセージ性が伺える。



(三重県庁 HP 参照)

## 東京都子ども基本条例 (R3)

### ○前文 (抜粋)

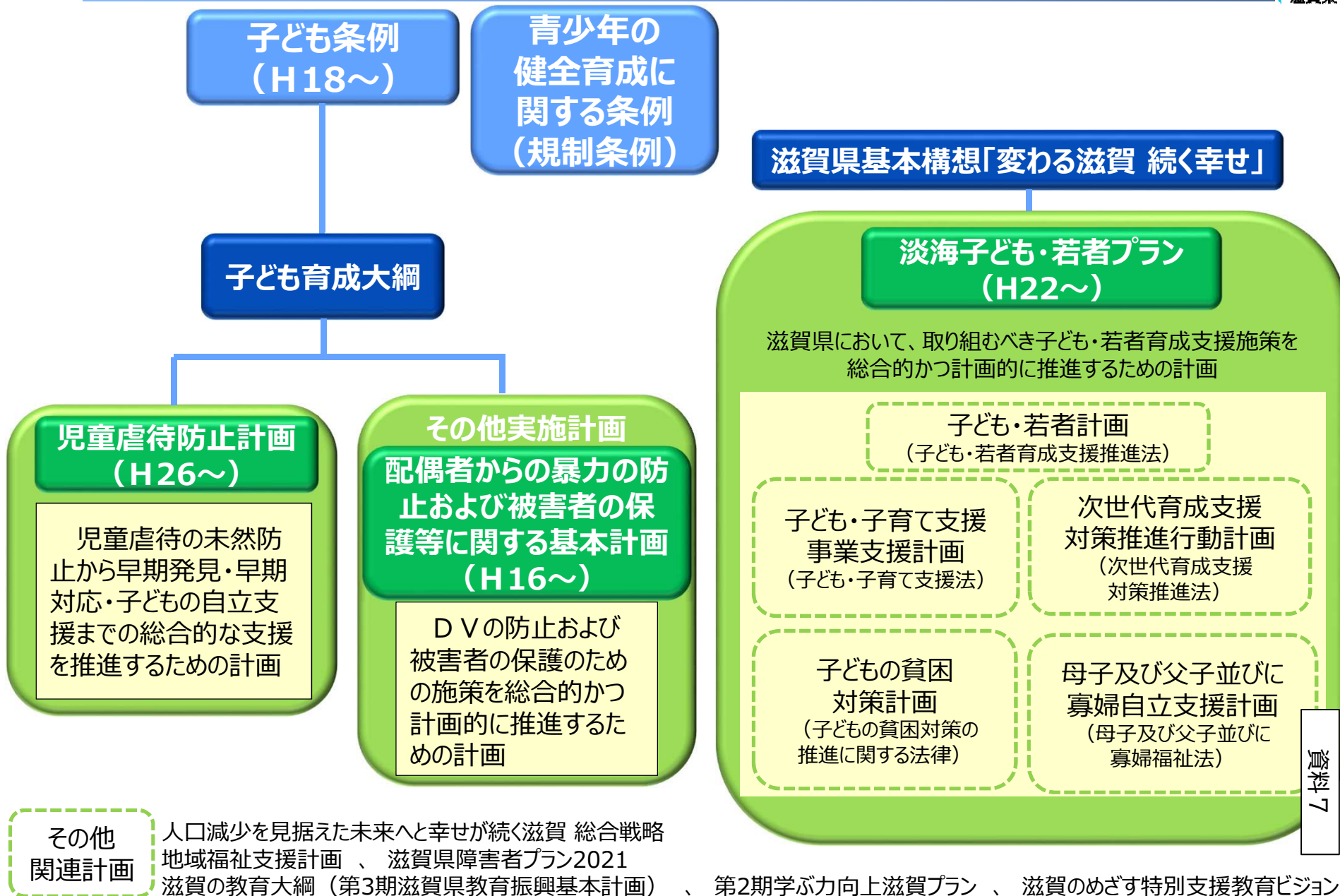
こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。(省略)

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

### ○規定の特徴

子どもの権利条約の精神にのっとり基本理念を定め、こどもを権利の主体とした上で、都が取り組むべき施策の基本事項をこどもの「安心安全」「遊び場、居場所づくり」「学び、成長への支援」など幅広く規定している。また、「子どもの意見表明と施策の反映」の規定を定めるとともに、附則規定で、(条例の)「検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設ける」こととし、子どもの意見を政策に反映するための環境を整えていく姿勢が伺える。

# (現行) 滋賀県子ども条例と関連条例・計画の位置付け





## 滋賀県子ども条例

私たちの滋賀は、母なる琵琶湖を抱き山々に囲まれ、豊かな風土、歴史、文化に恵まれた地であり、多くの人が住み続けたいと思う暮らしやすく活力のある県である。この滋賀の地において生まれ育つすべての子どもが健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。この滋賀の未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これまで、私たちは、大人中心に物事を考え、豊かさや便利さを追い求めてきた。その結果、家庭では、過保護、子どもの虐待など養育力や教育力の低下がみられるようになり、地域社会では、人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつある。また、情報技術の進歩やその普及が、無防備に子どもが有害情報に触れる機会をもたらし、目的意識を持たない子どもの増加などがニートの問題などを生み出すなど、子どもに様々な影響を及ぼしている。

私たち県民は、今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つためには、何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければならない。家庭では、家族の深い愛情と理解によって子どもの豊かな人格を形成するとともに、自立性を培い、地域社会では、子どもの社会性を養うとともに、地域全体で子どもの安全を守り、育ち学ぶ施設では、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や勤労観を育成することが求められている。また、県は、子どもの虐待の防止など子どもの人権を保障する取組を進めるとともに、地域の人々の子どもへの関心を高める施策や子どもの居場所づくりなどの取組を進めなければならない。

私たち県民は、ともに手を取りあって、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりに取り組み、滋賀で生まれたことの良さと滋賀で子どもを生み育てることの良さを実感できる社会である「子どもの世紀」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり(以下「育ち・育てる環境づくり」という。)について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、育ち・育てる環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)

に規定する児童福祉施設および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校その他の施設のうち、子どもが入所し、通所し、または通学する施設をいう。

（基本理念）

第 3 条 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。

2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。

3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。

（保護者の責務）

第 5 条 父母、里親その他の保護者（以下「保護者」という。）は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（育ち学ぶ施設の責務）

第 7 条 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。

（大綱の策定）

第 8 条 知事は、県、保護者、県民および育ち学ぶ施設が一体となって育ち・育てる環境づくりに取り組むための指針として、育ち・育てる環境づくりに関する大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 育ち・育てる環境づくりに保護者、県民および育ち学ぶ施設（以下「県民等」

という。)が取り組むに当たっての行動の基本となる指針

(2) 育ち・育てる環境づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針

(3) その他育ち・育てる環境づくりの取組に関し必要な事項

3 知事は、大綱を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、大綱を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

( 広報活動等 )

第9条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する県民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 県民等の活動に対する支援 )

第10条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する活動への県民等の主体的な参画を促進するとともに、県民等またはその組織する団体が行う育ち・育てる環境づくりに関する活動に対して、情報の提供、交流機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

( 市町に対する助言等 )

第11条 県は、市町に対して、育ち・育てる環境づくりに関する施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

( 計画の策定 )

第12条 知事は、子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策を計画的に実施するために必要があると認めるときは、当該施策に関する実施計画を策定するものとする。

( 相談の処理 )

第13条 知事は、子どもの虐待、いじめその他の育ち・育てる環境づくりを推進するに当たっての各般の問題について、子どもをはじめとする県民等から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

( 拠点の整備 )

第14条 県は、県民等による育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するための拠点を整備するものとする。

( その他 )

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。





# 「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、基本的人権が子どもに保障されるよう国際的に定めた約束ごとのことです。世界中の子どもが、健康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代をおくれるように願い、世界の国々がともにつくりました。この条約には54条あります。子どもの権利条約に書かれた権利は、大きく4つに分けられます。

## 生存（生きる権利）



子どもには病気やけがをしたら、適切な治療を受けられる権利があります。子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

関連する主な条項（第6,24,25,26,27条）

## 発達（育つ権利）



子どもには教育を受ける権利があります。また、休んだり遊んだりする権利や、自分らしく成長するために、様々な情報を得て、自分の考えや信じることを守られる権利があります。

関連する主な条項（第7,8,9,10,11,18,21,28,29,31条）


## 保護（守られる権利）



子どもにはあらゆる種類の差別や虐待、暴力、から守られる権利があります。紛争下の子ども、障害のある子ども、少数民族や先住民族の子どもなどは特別に守られる権利もっています。

関連する主な条項（第19,20,22,23,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40条）

## 参加（参加する権利）



子どもには、自分の関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動する権利があります。他の人の権利を侵害したりしないようにそのときは、注意する必要があります。

関連する主な条項（第12,13,14,15,16,17,31条）

子どもの権利条約（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン翻訳版）  
1989年国連で採択 1990年国際条約として発効 日本は4月22日に批准し、1994年5月22日に発効

### 前文

子どもには「権利」があるってことを、きみは知っているかな？「権利」は、すべての子どもに保障されるべきもので、すべての子どもが生まれながらに持っているとても大切なものなんだ。だから一緒に子どもにはどんな「権利」があるのかこれから見ていこう。ここでは、世界中の子どもが健康的に安心して自分らしく過ごせることを願って、世界の国々が集まって1989年につくった「子どもの権利条約」の内容について紹介していくよ。ここで紹介する「子どもの権利」のひとつひとつの条文はどれも同じように大切で、どれ一つ欠けてもいけないんだよ。きみたち子どもが、子どもの権利の内容を知って、自分以外の子どもにも権利があることを理解して、きみが権利を使いながら有意義な自分らしい生活を送れることを願っているよ。

- 第1条 18歳になるまではみんな子ども。
- 第2条 世界中の全ての子どもに、権利がある。だから、差別はダメ。
- 第3条 子どもにとっていちばんいいことを。
- 第4条 国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。
- 第5条 お父さんやお母さんには大切な役割がある。
- 第6条 きみには、生きる権利がある。
- 第7条 だれにでも名前や国籍がある。
- 第8条 きみは、世界で特別な一人。
- 第9条 子どもには、親と暮らす権利がある。
- 第10条 おやちが国にす 親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。
- 第11条 おや 親の勝手で違う国に連れて行かれない権利がある。
- 第12条 きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。
- 第13条 きみには自分の考えや思いを表現する権利がある。
- 第14条 きみには何かを信じる自由がある。
- 第15条 仲間が集まる権利がある。
- 第16条 秘密を守る権利がある。
- 第17条 知りたいことを知る権利がある。
- 第18条 お父さんとお母さん両方に子どもを育てる責任がある。
- 第19条 子どもは親から暴力や暴言を受けない権利がある。
- 第20条 家庭で暮らせない子どもは特別な支援を受ける権利がある。
- 第21条 養子になる子どものことを第一に。
- 第22条 自分の国にいられなくなった子どもへの支援。

- 第23条 障害のある子どもは特別な支援を受ける権利がある。
- 第24条 病気になったら治療を受けられる権利がある。
- 第25条 入院したり施設で安全で安心なを送る権利がある。
- 第26条 生活が苦しい家庭の子どもは特別な支援を受ける権利がある。
- 第27条 人間らしく生きる権利がある。
- 第28条 きみには、教育を受ける権利がある。
- 第29条 子どもが大切にされる教育を。
- 第30条 少数民族や先住民族の子どもは自分の文化や信仰をもつ権利がある。
- 第31条 あそ やす 遊んだり休んだりする権利がある。
- 第32条 害のある仕事から守られる権利がある。
- 第33条 危険な薬から守られる権利がある。
- 第34条 性的な暴力から守られる権利がある。
- 第35条 誘拐から守られる権利がある。
- 第36条 子どもに害のあることはすべて禁止！
- 第37条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。
- 第38条 戦争から守られる権利がある。
- 第39条 傷ついた子どもを元気に。
- 第40条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。
- 第41条 この条約より良い法律はそのままで。
- 第42条 きみには「子どもの権利」を知る権利がある。
- 第43条～第54条 国や国際機関の役割。



認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは世界のすべての子どもが誰一人取り残されることなく、心もからだも健康で、自身の夢や希望を実現でき、国籍・宗教・年齢・性別・文化・障害の有無に関係なく、互いを認め合い、互いに勇気づける多様性のある社会をめざしています。



## 児童の権利に関する条約

### 前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第2条（差別の禁止）

締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

### 第3条（児童に対する措置の原則）

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適切な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第4条（締約国の義務）

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

### 第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適切な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

### 第6条（生命に対する固有の権利）

締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

### 第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）

児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

### 第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）

締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

#### 第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。

- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

#### 第10条（家族の再統合に対する配慮）

前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

#### 第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去）

締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第12条（意見を表明する権利）

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機

会を与えられる。

### 第13条（表現の自由）

児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

### 第14条（思想、良心及び宗教の自由）

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

### 第15条（結社及び集会の自由）

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

### 第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

### 第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

### 第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達につい

ての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### 第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

#### 第21条（養子縁組に際しての保護）

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促

進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

#### 第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）

締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

#### 第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第24条（健康を享受すること等についての権利）

締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。



- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

#### 第26条（社会保障からの給付を受ける権利）

締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

#### 第27条（相当な生活水準についての権利）

締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

#### 第28条（教育についての権利）

締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機 会の平等を基礎として達成するため、特に、

- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第29条（教育の目的）

締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

#### 第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

#### 第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

#### 第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）

締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
- (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
  - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

(c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

#### 第33条（麻薬の不正使用等からの保護）

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる

#### 第34条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

#### 第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

#### 第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

#### 第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

#### 第38条（武力紛争における児童の保護）

締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力

紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

#### 第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

#### 第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）

締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
- (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
  - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
  - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
  - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
  - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
  - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
  - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
  - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

#### 第 41 条 (締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係)

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

### 第 2 部

#### 第 42 条 (条約の広報)

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

#### 第 43 条 (児童の権利委員会の設置)

この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。

(※1995 年 12 月 21 日、「10 人」を「18 人」に改める改正が採択され、2002 年 11 月 18 日に同改正は発効した。)

- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿 (これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催

する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。

- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

#### 第 44 条（報告の提出義務）

締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 2 年以内に、(b) その後は 5 年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて 2 年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

#### 第 45 条（児童の権利委員会の任務）

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

### 第3部

#### 第46条（署名）

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

#### 第47条（批准）

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第48条（加入）

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第49条（効力発生）

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

#### 第50条（改正）

いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

#### 第51条（保留）

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた保留の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない保留は、認められない。
- 3 保留は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

#### 第52条（廃棄）

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

#### 第53条（寄託者）

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

#### 第54条（正文）

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。





子どもたちの笑顔を増やすための  
暮らし・遊び・学びの指標

# すまいる・あくしょん



## 目次

1、すまいる・あくしょんについて	… 2
2、7つのテーマとメッセージ	… 3
3、すまいる・あくしょんテーマについての解説	… 5
①感染症対策について	{ ・子どもの声(アンケート)調査結果より ・子どもの声(アンケート)自由記述より ・有識者・子どもと関わる方へのヒアリング結果         }
②子どもたちの声、思いについて	
③心と身体の健康について	
④居場所・相談相手について	
⑤運動・遊びについて	
⑥体験・学びについて	
⑦オンライン交流・学習について	
4、策定について	…34

## 今、子どもたちの笑顔を増やすためにできること 新たな行動様式『すまいる・あくしょん』について

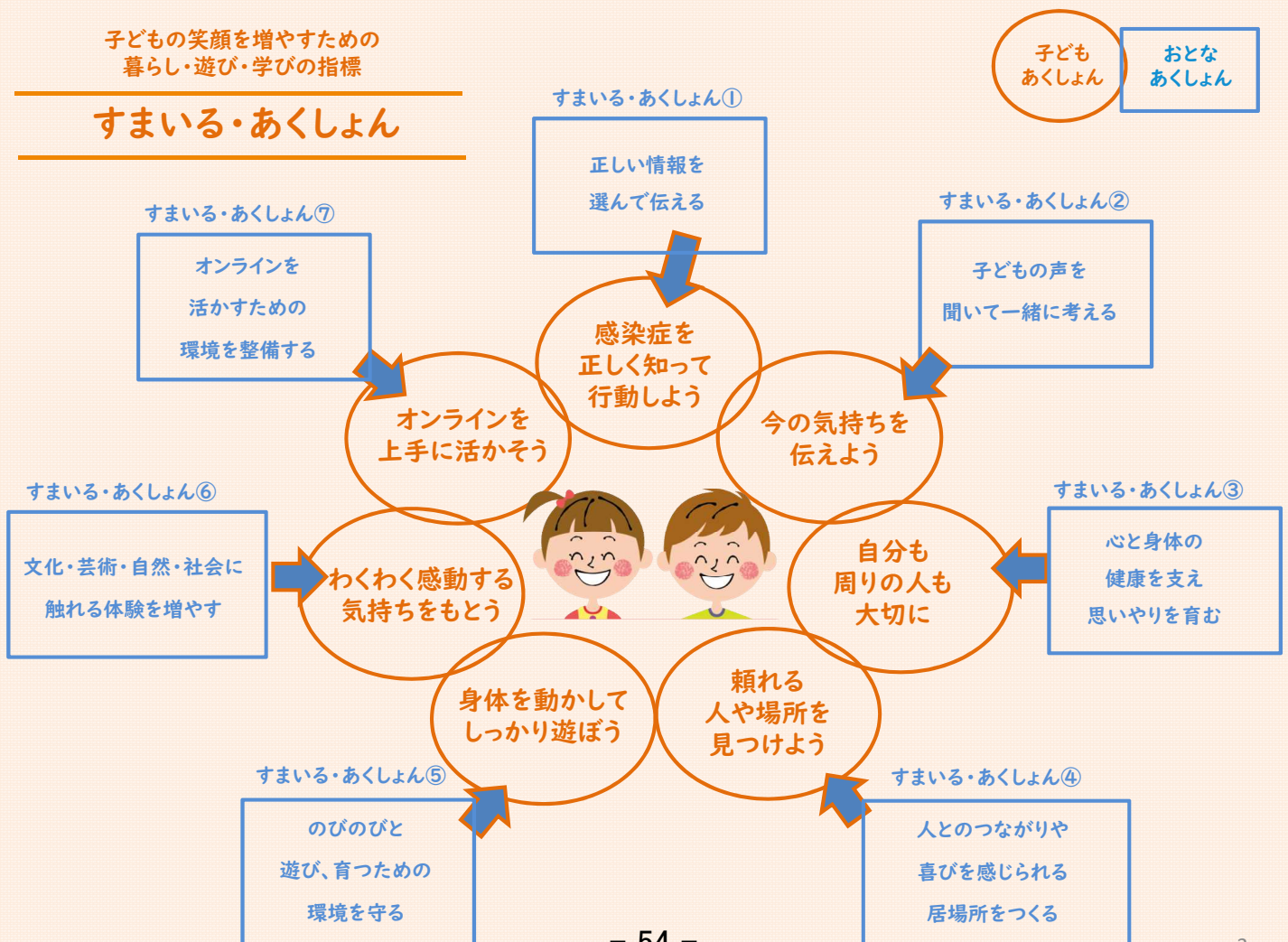
新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナウイルス」という）の感染拡大により、子どもたちの遊びや学び、ふれあいなどの様々な体験の場所や機会はあきらかに減ってしまいました。

滋賀県ではコロナ禍における子どもたちの休業中や学校再開後の生活の様子、心境などを把握するために、小学生、中学生、高校生、大学生等及び未就学児の保護者を対象とした大規模なアンケートを実施し、その調査結果をもとに国が示す社会全体としての「新しい生活様式」とは少し違う視点で子どもたちが生き生きと育つための新たな行動様式『すまいる・あくしょん』を作成しました。

子どもたちにとって、このコロナ禍での長期間にわたる休業の経験は、人と人とのつながりや学校や友達の存在について考えるきっかけにもなりました。これからは、社会全体がコロナウイルスの感染防止対策ばかりを優先し、「何もしない」、「何もできない」という考え方になるのではなく、可能性に満ちあふれた子どもたちの成長や学びのためにできることを考えていかねばなりません。

『すまいる・あくしょん』は、まさにコロナ禍で大きな影響を受けた子どもたちの未来へつながる指標です。この『すまいる・あくしょん』を子どもの笑顔を増やすための行動様式として保護者の方だけでなく、保育所や幼稚園、小中高の教育関係者など子どもと関わる全ての方においても広く活用していただきたいと思っています。ウイズコロナ・ポストコロナを見据えて、今、一人ひとりが行動できることを考え地域の子どもの笑顔を増やしていきましょう。

2



3

## すまいる・あくしょん 啓発普及のためのデザイン



■ 啓発普及のためのキャラクター

■ 指標を示す あくしょんマーク



4

## すまいる・あくしょん ① 感染症対策について

- ▶国が示している新しい生活様式や感染症対策は、特に未就学児には実践が難しい。
- ▶学校休業中、小学生(高学年)から高校生までの約70%が「自分や家族が感染しないか心配だった」と回答し、学校再開後も小学生(高学年)から高校生までの約80%の子どもたちが「今後また感染が広がらないか不安である」と回答している。
- ▶子どもたちはコロナウイルスに対する様々な情報への不信感を感じているほか、「自分ができる感染予防についていろいろ学ぶきっかけとなった」「与えられる情報を自分で正しく取捨選択することが大切」という声もあった。
- ▶有識者からは、「正しく恐れることは難しい」、「メディア(テレビ、ネットなど)の情報に振り回されず、冷静に対応すべきで、一方的な偏った情報については十分気を付ける必要がある」などの意見があった。

### すまいる・あくしょん①への導き

【子ども】→感染症を正しく知って行動する  
情報を冷静に選び、自分の頭で考えて行動する

【大人・社会】→最新の正しい情報を子どもたちへ分かりやすく伝えていく必要がある  
→コロナだけでなくすべての感染症を想定しながら、状況に合わせた対策を継続していく



● 感染症を正しく知って行動しよう

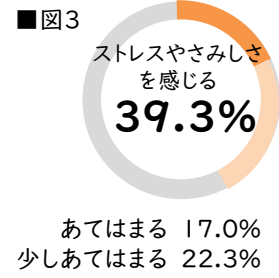
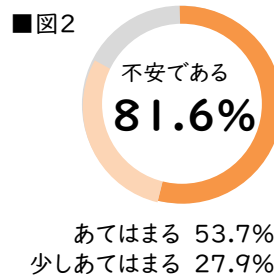
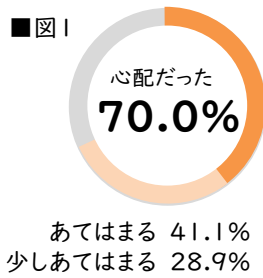
● 正しい情報を選んで伝える



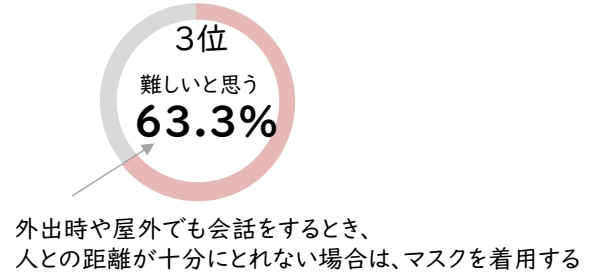
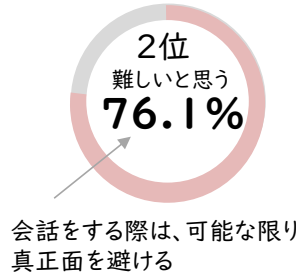
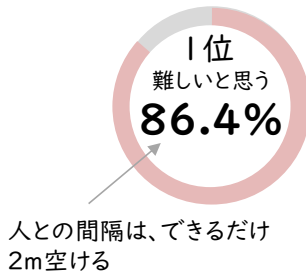
図1-◆コロナウイルスに自分や家族が感染しないか心配だった →報告書P22

図2-◆今後また感染が広がらないか不安である →報告書P41

図3-◆感染防止対策(友だちとの距離など)により、ストレスを感じたり、さみしいと思うことがある →報告書P38



◆国が示している新しい生活様式や感染症対策について、子どもたちにとっては実践が難しいと思うことを教えてください →報告書P68



◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 未就学児の保護者 / ・もっと情報を開示してほしい。新しい生活様式するにしても情報を正しく知り活用する事が大事だと思う。・誹謗中傷しない為にはどうするかの話をする上でも情報は大事。・情報がなさ過ぎて不安や心配で遊ばせてあげられない。・風評被害が怖いです。こんな時だからこそ優しい心で接する世であってほしいと思います。
- 小学生 / ・コロナがこわいと知ったから感染予防をがんばろうと思った。・またこのような事態になってほしくない所以对策していきたい。
- 中学生 / ・自分ができる感染予防についていろいろ学ぶきっかけとなった。・なんでもかんでも「疑う」ことも大切だと発見した。・自分でも感染しないように、工夫したりしようと思った。・コロナウイルスがこわいのでうがいや手洗いをしっかりするようになった。
- 高校生 / ・コロナが広がらないようにまずは自分ができる手洗いやうがい、マスク着用を心がける。・コロナがとてもし流行している中、家でウイルスについて調べたりして対策を万全にできたから良かった。
- 大学生 / ・体調が悪くなるとコロナかと思う。・大学生だけが自粛を強制されている現状が理不尽に感じて、精神的に辛い。・自分も感染しない、相手に感染させない、ということ意識することで自分により責任感を持つことができた。・情報を鵜呑みにしてはいけない。・与えられる情報を自分で正しく取捨選択することが大切。

- ・相手の思いに気づきにくい子にとってもマスクは問題だと感じている。
- ・文科省から学校での新しい生活様式についてのガイドラインが出ているが、もっと全ての子に対応するものが必要。
- ・どこまで行動を制限させればいいのか悩む。保育中の不安はずっとある。・全体的に子どもたちがおとなしくなった気がする。
- ・コロナに限らず、メディア(テレビ、ネットなど)の情報に振り回されず冷静に対応すべきで、一方的な偏った情報については十分気を付ける必要がある。
- ・高齢者と子どもでは新型コロナの危険の度合いが違う。高齢者は重症化しやすく、高齢者と同居する子どもはまた違う注意が必要。
- ・子どもが祖父母の家に行かざるをえなかったという状況は、高齢者が重症化しやすいという観点からいうと、少し気がかりである。
- ・子どもによって意識の差がある。敏感になっている子は、会話するのも躊躇している感じ。
- ・「生徒の手の消毒を徹底してほしい」という保護者と「(常在菌が死滅して免疫が落ちるので)消毒はさせないでください」という保護者がいて対応に悩む。
- ・コロナに関しては、1/100にするだけでリスクは下がる。感染症対策について具体的にわかりやすいサイトを作らなければいけない。
- ・何人までなら集まっていかなどの基準が分からず、保護者も心配している。・大人も国も混乱していて、何が正しいのか難しい。
- ・正しい知識を知れる場所、方法が確立していないので、専門家が作らないといけないと思う。
- ・信頼できる情報や知見を日々更新し、情報収集しながら、管理職が総合的に判断することが求められる。
- ・正しく恐れることは難しい。今回も、こわがりすぎだと思っている。必要以上におそれ、自粛が続いている。
- ・自粛によるリスク評価をすると、子どもにとってはマイナスだった。
- ・感染症予防を意識しすぎるものよくない。「健康づくりにつとめよう」という気持ちで取り組んでいくべき。
- ・コロナにとらわれ過ぎ。今回のコロナの経験を生かして次にどうするのかということだから、コロナのことは忘れてもいい。
- ・感染症対策は手洗いで十分ではないか。マスクについては言及する必要がないと思う。手洗いでかなりの確立で感染症を防げる。
- ・休業中に子どもたちが遊んでいると近所の方から苦情が出た。地域の人への周知や地域の実情に応じたタイムリーできめ細やかな情報発信が大事である。
- ・インフルエンザは0歳近くで感受性が高いが、コロナは半分以下で、インフルエンザと異なり、小児における感受性に高い傾向はみられない。

8

## すまいる・あくしょん ② 子どもたちの声、思いについて

- ▶よかったことや悲しかったことなど小学生から高校生の自由記述欄では子どもたちの様々な思いや考えが溢れていた。
- ▶小学生(高学年)から高校生の約半数が、コロナ禍で発見できたことや伝えたいことを回答してくれた。
  - ・このアンケートのおかげで自分が今思っていることを全部かけてきもちがスッキリしました。
  - ・自分を見つめ直す時間ができて、心の整理ができた。
  - ・感染拡大のためとはいえ制限しすぎだと思えます。理不尽すぎるように思います。
- ▶大学生が「コロナ禍を経験した今、5年後10年後の滋賀県がこんなだったらいいな、このようにしていきたいなどと考えていること」
  - ・感染症の被害者が加害者かのように扱われない世の中になってほしいと思う。また、医療従事者の現状・気持ちを理解した発言ができる人が増えてほしい。
  - ・最近、SNSでよく「今年の大学1年生は可哀相」という発言を見かけるが、事情をよく知らないで可哀相扱いされるのは不快に感じるし、やはり、推測ばかりで考えるのではなく、知るということが大切だと感じる。

### すまいる・あくしょん②への導き

【こども】 →自分の気持ちを周りの人に伝えよう

【大人・社会】 →子どもの声をきいて、子どもたちの笑顔を増やすための取り組みをはじめていく  
→ストレスを感じていたり、不安があっても声をあげたり、感情表現できない子どももいる。  
自然と気持ちを伝えやすい状況を大人がつくってあげることが必要



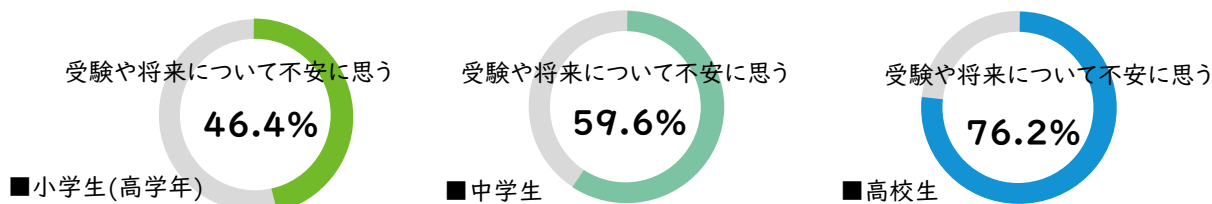
●今の気持ちを伝えよう

●子どもの声を聞いて一緒に考える

## 子どもの声(アンケート)調査結果 / ②子どもたちの声、思いについて



◆受験や将来について不安に思うことがある？  
あてはまる／少しあてはまると回答した割合 →報告書P37



### ◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 中学生／
- ・中学3年生で受験生なのに、長期休みが短い。夏休みは大事な時期なのに、学校があるから学習が進まない。冬休みは、学校によって受験生の勉強を邪魔することなく、十分な期間が欲しい。
  - ・今年、受験なのでどうなるか不安だけれどがんばりたい。
  - ・東京などの地域で行われたように、入学試験の範囲を考慮してほしい。
- 高校生／
- ・来年に大学入試があるのにオープンキャンパスにあまり参加できていないことに不安を感じる。
- 大学生／
- ・「この時代の個性だと思って」とか「withコロナ」とか言う前にまずはもう少し労いの言葉が欲しい。ネガティブな事実にもっと正面から向き合って欲しい。
  - ・ただでさえ悪い景気がこれ以上悪くなったらどうなるかという心配。
  - ・就職活動に不安がある。今年受験生で来年には国家試験があるが、十分な勉強時間の確保ができないため大変不安である。
  - ・コロナでインターンに行けなかったり、行けなかったりする学生が、就活で不利益を被らないようにしてほしい。

10

## 子どもの声(アンケート)調査結果 / ②子どもたちの声、思いについて



◆どのようなことでも良いので発見できたことや伝えたいことがあれば教えてください  
という質問に自由記述で回答してくれた人数 →報告書P45～47

小学校高学年～高校生  
9676人の子どもたちが  
伝えたいことを書いてくれ  
ました

全体の  
47.4%

小学生(高学年) 2414人 / 48.7%  
中学生 3740人 / 53.2%  
高校生 3522 / 41.8%人 が記述回答

### ◆子どもの声(アンケート)自由記述より ※発見できたこと、伝えたいこと

- 小学生(1～4年生)／
- ・虹色と影を見つけられた。いっぱい面白いことに会った。面白い学校生活。・入学して楽しいです。入学式めっちゃたのしかったです!! ・このアンケートのおかげで自分が今思っていることを全部かけてきもちがスッキリしました。
- 小学生(高学年)／
- ・今後は、友だちとの、かわり方などのアンケートをとってほしいです。・医療関係の人つらいと思いますが、頑張ってください!
  - ・母がいつも笑顔でいることに気づきました。・うみのこをとっても楽しみにしていました。でも1日になりました。その楽しみをどう返してくれるのですか? ・困った時に相談する人がいてほしい。・学校がいやと思うことがおあったけど長い休みで学校にいたいという気持ちに気づけた。・自粛でインターネットに触れる機会が増えていて犯罪者もいます。インターネットにかんしての条例を強くしていただきたいと思います。・これ以上不安やストレスを与えて欲しくない。でも私たちにはどうすることもできない。それはとてもやさしいことであり日々不安やストレスを自分もかかえている。・家にいて家族といるときが一番うれしい。・コロナが終わったらいろいろなところで遊びたい。・中学・高校など将来もまだコロナがあったらどうなるか心配です。

◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 中学生 / ・普段は考えない事を考える事ができた。・自分を見つめ直す時間ができて、心の整理ができた。・この状況の中でも少しでも思い出に残ることをしてあげようと考えてくれる大人が周りにたくさんいるので、すごくありがたいことだなと思います。・ニュースを見ることが多くなり、社会的にいろいろ知ることができた。・休みがあったとしても、その休みを有効活用したら良いのだなと感じました。・時間さえあれば、いろいろなことに挑戦することができると思いました。・外に出た時に多くの生き物がいることが分かった。・自分に料理の才能があることが分かった。・新しい趣味を見つけた。・コロナの休校で家族との時間が増えたり、家事を手伝ったりできたので、悪いことばかりじゃなかったなと思った。・友達はそばにいてくれるだけで安心し、心が落ち着く大切な存在だとこの休業で分かった。・友達とあまり会えなくなって、改めて友達の大切さが分かった。学校で会えた時はうれしかった。
- 高校生 / ・マスクを着用して毎日ウォーキングやランニングをしていたときに自分の街の中でも「知らないところやこんなのがあったんや」などと日頃見られないところが自分の目で見る事ができた。・人間関係は大切にしないとダメだと思った。なぜならしんどい時辛い時、楽しい時幸せな時を共有してうれしいことは2倍に辛い事は半分にするし支え合えるから。・普段の「当たり前」がどんなに素晴らしいことがわかった。・感染拡大のためとはいえ制限しすぎだと思えます。理不尽すぎる(共通テストの動乱、英語外部試験を導入するか否か、新型コロナウイルスの影響で卒業式出席出来ず、学園祭が出来ず、校外学習にも行けず...)ように思います。
- 大学生 / ・人に直接会って話せることの良さ。・新たな趣味の発見。・オンラインでできることが広がったこと。・自分の住んでいる地域には思っていたよりも素敵な場所がたくさんあったこと。・自分の将来についてじっくり考える時間を設けることができたこと。・医療職に感謝しなければならない。・これまでの何気ない日常生活のありがたみがわかった。・節度のある行動、何か起こった時の協力!自分ができることは何か考え守ること!滋賀を愛すること。

12



◆子どもの声(アンケート)自由記述より

※コロナ禍を経験した今、5年後10年後の滋賀県がこんなだったらいいな、このようにしていきたいと考えていること

【感染者への差別、風評被害の無い社会】

- ・コロナの影響で引越しをせざるを得ない人がいたと聞いた。感染症の被害者が加害者かのように扱われない世の中になってほしいと思う。また、医療従事者の現状・気持ちを理解した発言ができる人が増えてほしい。
- ・正しい情報が迅速かつ適切に公表され、県民が安心して暮らせる社会。また、このような病気等で差別されることがない社会。
- ・罹患者に非は一切無いのに 個人情報特定し 差別するようなムラ社会やSNSの風潮を脱せれば良いと思う。

【学習などにオンラインを活かした社会】

- ・オンライン授業やリモートワークの形態を続けることで、通学や通勤によるストレスの無駄を排除し、コロナ禍の状況を逆に利用して生活を豊かにしていけたらいいと思う。
- ・不登校の生徒や何らかの理由で長期欠席をしなければならない生徒でもオンラインで授業の様子を家などで見る事ができるようになり、学校に登校するときの不安が減少するようになってほしい。

【困っている人、外国人などに手厚いサポートを行う社会】

- ・金銭的に苦しい生活をしている人だけでなく、勉強面や交友関係などで不安をもっている学生にも県から支援をもらえたり、県内の同じ世代の人とつながり会えたり相談ができるようになればいいと思う。
- ・大きい大学病院が欲しい。私の通う大学前の駅には、30分に一本しか電車が来ないため、体調が悪い時など、いざという時に困る。本数を増やしてほしい。
- ・外国人として滋賀県のコロナ禍の状況と対応があまり把握できていない。どこのところが危ないか知らない。その情報が重要なので外国人もわかるようにしてほしいな。



◆子どもの声(アンケート)自由記述より

※コロナ禍を経験した今、5年後10年後の滋賀県がこんなだったらいいな、このようにしていきたいなど考えていること

【コロナ禍での生活に関する希望】

- ・子どもが多い地域なので、幼児や子どもの教育に不利が出ないようにシステムが出来ればいいと思う。
- ・いつかかつての日常に戻ってきて欲しい。まだクラスメートの全員のマスクを取った顔を知らない。前みたいに嬉しいことがあったらハイタッチやハグ、スキンシップをとりたい。
- ・コロナの前のように、自由に行動できるのが一番いいと思う。来年就職がどうなるかもわからない状況で、5年後10年後を想像するのは難しいというのが正直な気持ちである。

【その他の声】

- ・自粛期間中に、県外から琵琶湖に散歩や釣りに来る方が多かったと聞いたので、三密を回避できる湖岸をもっと有効活用できるようにしてほしいと思います。
- ・方向性をはっきり示してほしいです。小学生や中学生、高校生は毎日通学し、部活動まで行っているのに、大学生だけいつまでもオンライン授業であることに疑問を覚えています。
- ・最近、SNSでよく「今年の大学1年生は可哀相」という発言を見かけるが、事情をよく知らないで可哀相扱いされるのは不快に感じるし、やはり、推測ばかりで考えるのではなく、知るということが大切だと感じる。
- ・コロナ禍で、皆がそれぞれに辛い思いをしていると思う。しかし、なかなか自分のことしか見えていなくて(自分のことだけで精一杯)他者の辛さにまでは気を配れていないと思う。様々な立場の人のコロナ禍での体験やその中でどう過ごしているか(アフターコロナと呼ばれる今後も含め)ということを知る機会があれば、他者を思いやりたり、頑張っている人を見て自分も頑張ろうと思ったりするきっかけになると思うので、そういう機会があれば良いと思う。

有識者・子どもと関わる方へのヒアリング結果 / ②子どもたちの声、思いについて

- ・幼児期の子どもたちにとっても自分の意見を大人に聞いてもらっているという実感と経験は必要である。
- ・「子どもの声を聞く」という言い方だけでなく、「こどもの声に耳を傾ける」「温かく見守る」という言葉かけがあるといい。
- ・テレビやスマホを消した状態で一日数分でもいいから子どもと会話をする機会を作ってほしい。

14

すまいる・あくしよん ③ 心と身体の健康について

- ▶未就学児の保護者は子どもがコロナ禍の生活の中で「子どもたちが疲れやすくなった」「感情表現やスキンシップについても影響があった」と感じており、今後の成長に影響がないか不安という声があった。
- ▶休業中、小学生(高学年)から高校生までの約35%が「不安に思ったり、イライラすることが増えた」、また約40%が「感染防止対策により、ストレスを感じたりさみしいと思うことがある」と回答している。
- ▶体調面(精神的ストレス等を含む)で困った/少し困ったと回答した大学生は、その他の項目(勉強、交友関係、部活動・サークル活動など)においても困った/少し困ったと回答した割合が高い結果となった。
- ▶休業中、けんかやイライラ、不安が増えたという声があった。また、「コロナの症状よりも感染した時の風評被害のほうが怖い」、「このような緊急事態では、みんなが支え合っていかなければならないのに、デマを流したり、感染者なのに外出して感染を広げる人がいたりして、とても悲しくなった。もっと支え合える国になってほしい」といった声もあった。
- ▶関係者へのヒアリングでも子どもたちの心や身体へのストレスの影響を心配する声があった。

すまいる・あくしよん③への導き

【子ども】→心身を健康に保ち、自分を大切にするだけでなく、周りの人を思いやる気持ちを持つ  
→ストレスを感じる状況においては、互いを思いやる心が必要である

【大人・社会】→子どもたちが安心して生活できる環境づくりや子どもたちの心が安らげる時間をつくる  
→他者への思いやりや支えてくれる方達への感謝の気持ちを持つとともに、感染された方達等へのいわれのない差別や誹謗中傷を許さない姿勢を大人から示す



●自分も、周りの人も大切に

●心と身体の健康を支え思いやりを育む





1-◆外出自粛期間中、お子さんの日常の生活の様子で変化があったことは? →報告書P64  
 2-◆コロナ禍の中でお子さんの健康・体調面について気になることを教えてください →報告書P67

- 1-◆
- ・スキンシップを求める、甘えることが増えた…71人
  - ・だだをこねることが多くなった…61人
  - ・急に怒ったり泣いたり感情が不安定になった…48人
- 2-◆
- ・疲れやすくなった…29人
  - ・食欲がなくなった…23人
  - ・夜泣きがひどくなった…21人

◆保護者の声 記述回答より

□不安だったこと

- ・子どもの性格が消極的になったり成長に影響しないか不安
- ・自分や子どもがコロナにかかった時の差別が気になる
- ・お友達や同世代の子と上手くやっていけるのか不安

□よかったこと

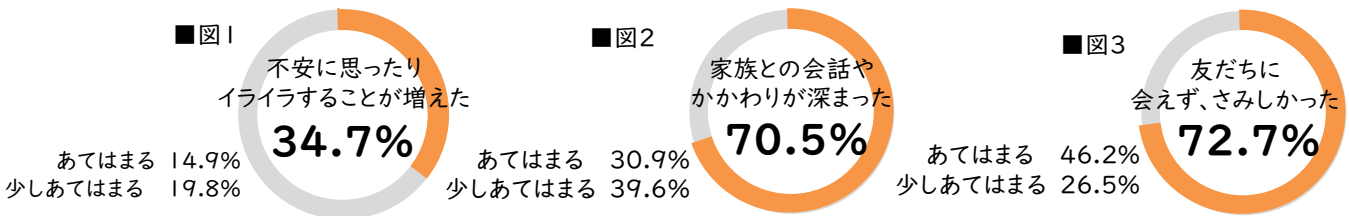
- ・子どもとゆっくり関わることができた
- ・お手伝いや家の中での遊びで楽しそうに過ごしていた



図1-◆休業中不安に思ったり、イライラすることが増えたか?  
 あてはまる/少しあてはまると回答した割合 →報告書P21

図2-◆休業中、家族との会話やかかわりが深まった →報告書P10

図3-◆友だちと会えず、さみしかった →報告書P18



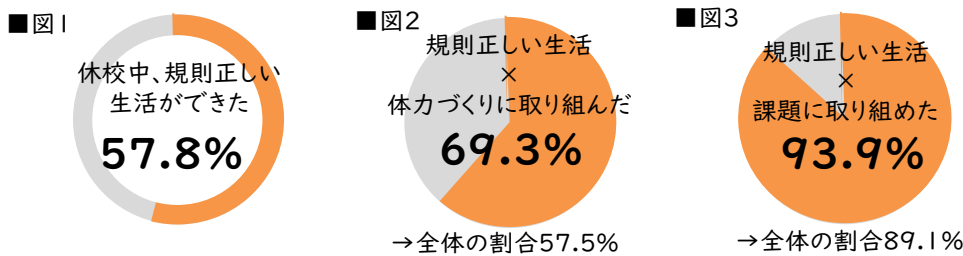
16



図1-◆休業中、規則正しい生活ができた? →報告書P8  
 あてはまる/少しあてはまると回答した割合

図2-◆クロス集計-休業中、体力づくりに取り組んだ?

図3-◆クロス集計-休業中、学校からの課題にしっかりと取り組んだ?



◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 小学生(低・中学年) / ・外に出られないから疲れがたまっちゃって、夜あんまり寝られなかった。・生活リズムが乱れていた。・ずっと家にいなきゃいけないからあまり運動していなかったから困った。・休みの間、レトルト食品やカップラーメンを主に食べていたので夜に下痢になって眠れない日が一週間ほどあった。
- 小学生(高学年) / ・目がちょっと悪くなった。・運動不足で太った。・昼夜逆転生活でいたから戻るのが大変だった。
- 中学生 / ・寝るのは大事。・ゆっくり生きる事も大切。・規則正しく生活する大切さを知りました。・時々自分をリセットさせた方がいい。・休校期間は、自分の時間の使い方を見直す良いきっかけになった。
- 高校生 / ・マスクや生活習慣による肌荒れ。・コロナの症状よりも感染した時の風評被害のほうが怖い。人間の心理的に弱い所を発見できた。・このような緊急事態では、みんなが支え合っていかなければならないのに、デマを流したり、感染者なのに外出して感染を広げる人がいたりして、とても悲しくなった。SNSで一般人が自論を語るのも見ていてしんどくなった。もっと支え合える国になってほしい。



◆コロナの影響により困ったことについて  
困った/少し困ったと回答した割合  
→報告書P53

体調面(精神的ストレス等を含む)  
について困った

60.8%

交友関係  
について困った

55.9%

→体調面(精神的ストレス等を含む)で困った/少し困ったと回答した大学生は、その他の項目(勉強、交友関係、部活動・サークル活動など)においても困った/少し困ったと回答した割合が高い結果となった

#### ◆子どもの声(アンケート)自由記述より

□大学生

- ・オンライン授業でパソコンを長時間使用するため、腰・首・目への疲労が大きくなった。
- ・体を動かさないので眠りにくくなった。
- ・対面授業がはじまるまで友達ができず不安だった。
- ・ストレスで胃炎になった、抜毛症になった、飲酒喫煙に逃げるがあった。
- ・もし陽性者が出たときに、大学名がでると、関係ない人までそういった対応を受けます。バイト先でも冷やかな目で見られることだってあるかもしれません。
- ・東京から滋賀に帰るときに、理由もなく偏見的な目でみないでほしい。

### 有識者・子どもと関わる方へのヒアリング結果 / ③健康・体調面、生活について

- ・「定期受診や病気・ケガ等の治療で、なかなか病院に行きづらく予約できないので困っている」との相談や連絡がある。
- ・ストレスを抱える親御さんが散見、その中でもなんとか解消しようとする方もいれば、子どもにあたってしまうという方もいた。子どものストレス発散方法が分からない、少人数でのレクリエーションをしてほしいとの声もあった。
- ・「お熱ない?」「今日も元気です!」と伝えてきたり、どの子も手の洗いが上手になったりと自分の健康管理に関心を持ち、すすんで行く態度が育ったことはプラスに考えるべきことだと思っている。
- ・マスクをしていない友達に会ったときに「一緒に遊びたくない」と言うことがあった。マスクが常識になっている中で、子どもの中でも無意識に差別が起こっているのかもしれない。
- ・コロナ禍で、子どもたちの肥満、虫歯が増えている。視力が低下している。子どもが体を動かすことのできる場所が学校以外にもあればよいと思う。

18

## すまいる・あくしょん ④ 居場所・相談相手について

- ▶全体として約10%の子どもが食事ができずに困ることがあったと回答したが、ひとりで過ごしていたこととの相関関係は見られなかった。
- ▶少数ではあるが、休業中に親や兄弟から暴力や暴言をふるわれていたという声もあった。
- ▶多くの子どもにとって相談できる相手は親や学校の先生と回答している一方、小学校1~4年生の約14%は困ったときやこれから困ったときに「相談はしない」と回答している。

#### すまいる・あくしょん④への導き

【子ども】 →気軽に相談できる人、窓口の存在が必要

【大人・社会】 →困っている子どもを見守る、地域のしくみづくりが必要  
→子どもたちに相談できる人や場所、相談する方法を伝える

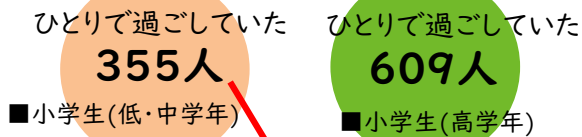


●頼れる人や場所を見つけよう

●人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる



◆休業中「ひとりですごした」子どもの人数  
→報告書P5



このうち、小学校1、2年生は **117人**

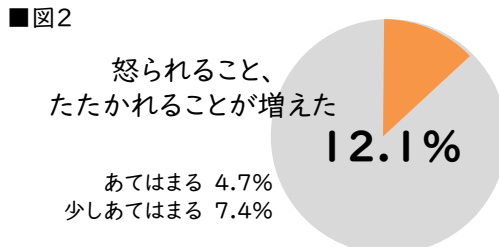
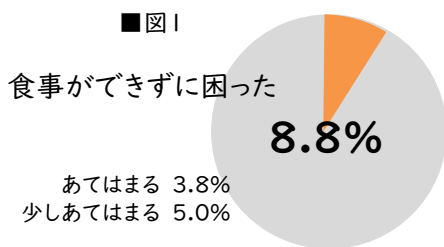
◆子どもの声 (アンケート) 自由記述より

- 小学生 / ・ひとりで家にいるのがさびしかった。  
・一人でいると話相手がいなくて悲しかった。  
・自分が一人の間昼ご飯をどうやったらできるかわからなかった。  
・自分一人だけだったのでさびしかった。  
・子供だけだったから誰か来ないか心配だった。
- 中学生 / ・友達とも会えず、家でずっと妹と留守番してるのはさびしかった。  
・両親が仕事で休みの時もあったけど、二人でお留守番したりしていたので不安でした。

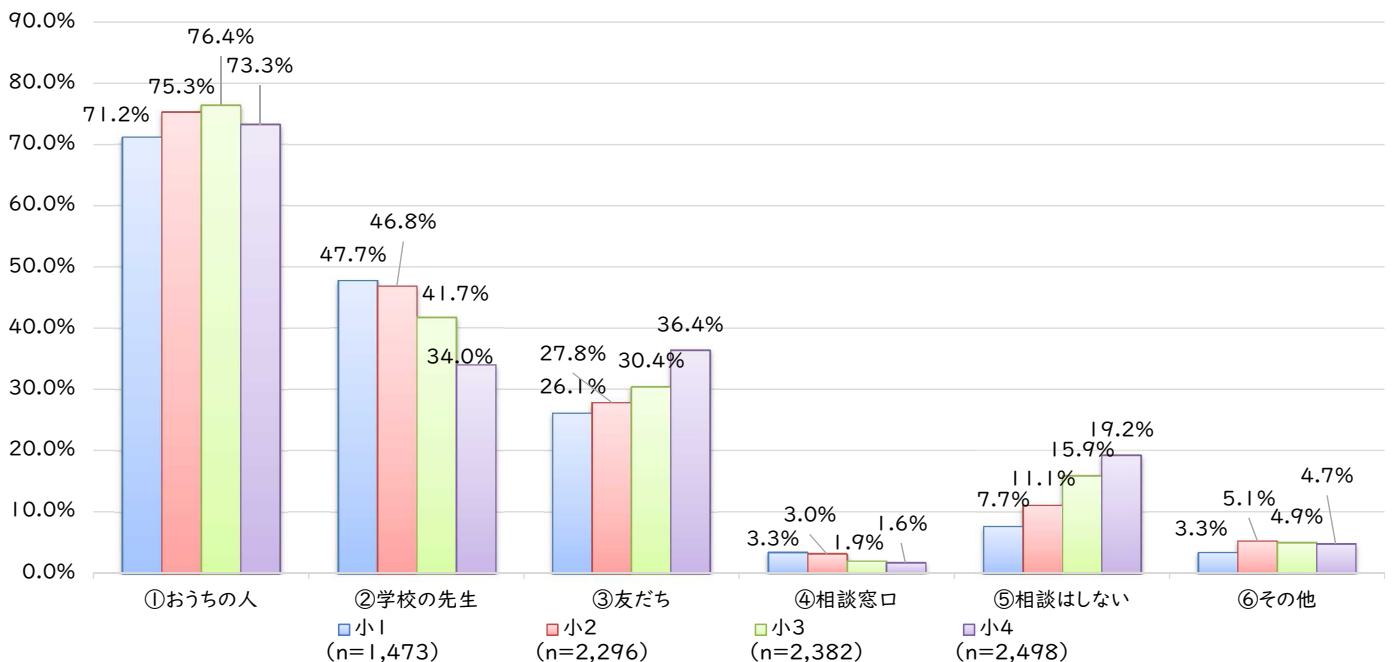
→「自分ひとりで過ごした」と回答した子どものほうが、「(休業中)規則正しい生活ができた」、「(休業中)家族との会話やかかわりが深まった」に、「あてはまる・少しあてはまる」と回答している割合は低い。



図1-◆休業中、食事ができずに困ることがあった?  
図2-◆家族におこられたり、たたかれたりすることが増えたか?  
あてはまる / 少しあてはまると回答した割合 →報告書P19、P20



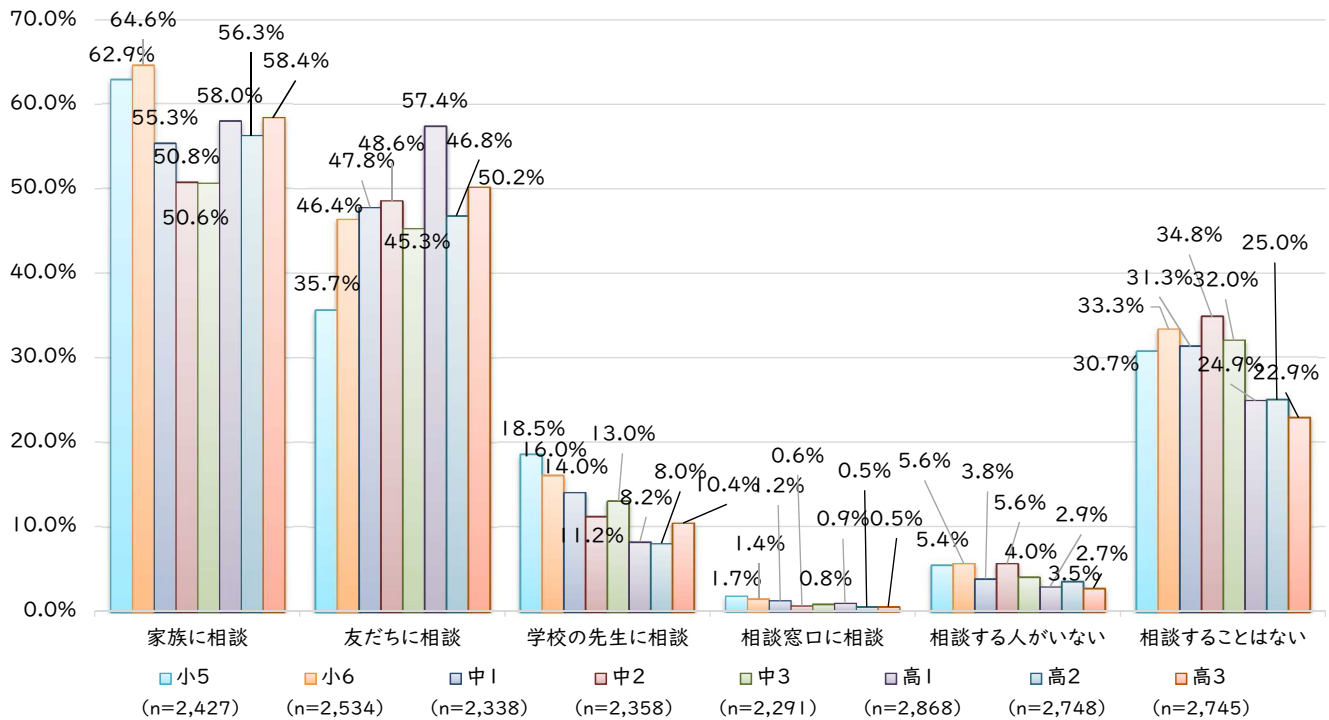
◆困ったことや心配なことがあったらどうした、どうするか? →報告書P42



子どもの声 (アンケート) 調査結果 / ④居場所・相談相手について



◆困ったことや心配なことがあったらどうした、どうするか? →報告書P44

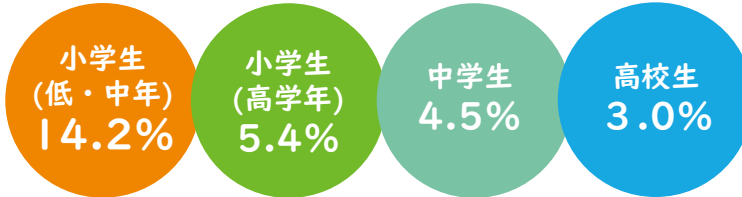


子どもの声 (アンケート) 調査結果 / ④居場所・相談相手について



◆困ったことや心配なことがあったらどうした、どうするか? という質問に対して「相談はしない」「相談する人がいない」と回答した人数 →報告書P42,P44

相談はしない + 相談する人がいない  
**7.1%**



□大学生 ※記述回答より  
・日本の友達がいらない。  
・新入生だったので、しばらく友達も出来なくて困った時に助けを求められなかった。

→相談はしない、相談する人がいない答えた子どもが小学校1~4年生の子どもで1227人、小学校5・6年生で269人、中学生で313人、高校生で254人いました

有識者・子どもと関わる方へのヒアリング結果 / ④居場所・相談相手について

- ・小児科など医療が相談窓口になってもいいかと思う。
- ・「歩いていけるところに子ども食堂をつくる」という目標を掲げられたら、これまでリスクを恐れてできなかった人たちが今後できるようになるのではないかと期待している。
- ・子どもの居場所がよく議論されているが、「居場所」を「憩いの場」と言い換えている。子どもたちにとってそこに「安心」と「喜び」があるということが大事。安心とは「責められない」「こわくない」「しゃべらなくてもいい」など。
- ・「オンラインの中でも居場所をつくる」ことについて、今の子どもたちにとってYouTubeがそういう存在だ。(見ているだけの)YouTubeとは違う楽しさとして、「たとえば「しゃべるのがこわい」という子がいるなら、しゃべらなくても参加できるような、滋賀独自の参加型のオンラインの世界をつくれたらよいと思う。
- ・コロナで弱い立場の人がより弱くなったり、「困っている」と言い出しにくくなっており、そういうところに光をあてる施策を検討しなければならない。
- ・子どもに対して「人に迷惑をかえるな」「なんでも自分でしなさい」などと言うと、まじめな子ほど助けを求められない。助けを求めることは人に迷惑をかける、自分でできなくていいと認めることになる。そういう子どもを作ってはいけない。どこかに「助けを求めて」という文言があればと思う。

# すまいる・あくしょん ⑤ 運動・遊びについて

- ▶子どもたちが健やかに育つために、未就学児の保護者の約90%がのびのびと体を動かして遊べる場所・機会を必要と回答。
- ▶「TVやDVDを見ている時間が増えた」(未就学児の約60%)、「ゲームをしたりSNSで動画を視聴したりするのが増えた」(小学校高学年～高校生の約85%)という声が多かった。
- ▶小学生(高学年)では約30%、中学生では約40%、高校生では約50%が休校中に体力作りに取り組んでいなかったと回答
- ▶小学生(高学年)から高校生では、休業中に体力作りに取り組んでいた方が、休業中、学校からの課題に取り組んだり、読書や趣味などで時間を有効に使えたと回答した割合が高く、また、学校再開後に学校に行くのがしんどいと思う割合が少ない。

## すまいる・あくしょん⑤への導き

【子ども】→元気に遊ぶのが大事  
 →学校生活を充実させるためには体力が必要  
 →身体を動かすことは体力づくりだけでなく、リフレッシュにもなり、心の成長にもつながる

【大人・社会】→親子で楽しく遊びながらできる運動を探してみよう  
 →運動する場所、運動をしてくれる人も必要



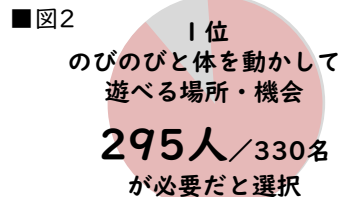
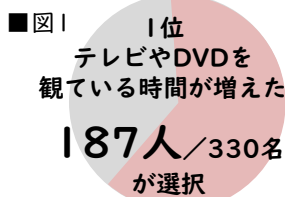
- 身体を動かしてしっかり遊ぼう
- のびのびと遊び、育つための環境を守る

## 子どもの声(アンケート)調査結果 / ⑤運動・遊びについて



図-1 ◆外出自粛期間中、お子さんの日常の生活の様子で変化があったことは? →報告書P64

図-2 ◆コロナ渦の中であっても子どもたちが健やかに育つために必要だと思うことは? →報告書P69



### ◆未就学児の保護者の声

- ・外遊びをしていると注意されてこもってしまった。
- ・散歩も行けず、運動量が足りているか心配。
- ・外遊びが減って、運動神経が悪くなるのではないかと漠然な不安がある。
- ・屋外、室内で遊べる所の一覧があれば助かる。



◆休校中、良かったことやうれしかったことは?という質問に対して

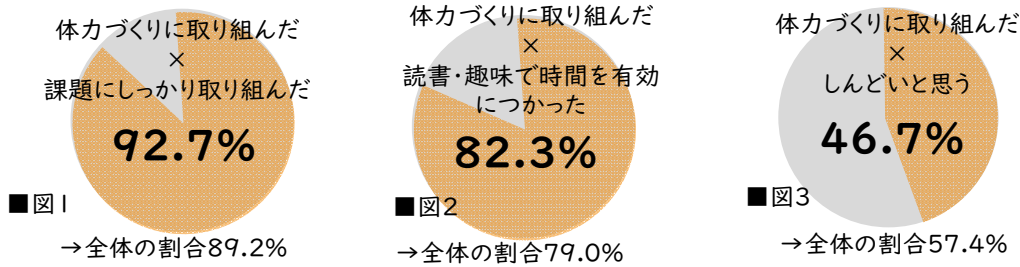
「身体を動かして遊んだこと」に関する内容で回答した子ども **970名**  
 ※小学校全体

### ◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 小学生(低・中学年) / ・うんてい楽しかったです ・グラウンドでサッカーをするのが楽しかった  
 ・(休業中)学校のグラウンドで遊べた ・体育館でいっぱい遊べてうれしかった。
- 小学生(高学年) / ・ゲームの時間が増えた。・近所の子たちと公園でドッジボールをした。・公園の遊具が使えるようになった。  
 ・友達と走れた。・本当は外で遊びたいけど遊べなかった。ボール遊びが全面的にできなくなった。・「みんなは外で遊んでいるのに  
 なんて遊ばないの?」と責められてどうすればよいか分からなくなった。けど、学校が始まってからまた遊ぶようになった。
- 中学生 / ・オンライントレーニングをした。・外で運動ができなくて、体がなまけていて、頭痛に困っていた。
- 高校生 / ・運動をする時間が増えた。・運動不足になってしまった。
- 大学生 / ・運動不足とずっと家にいるストレスで鬱気味になった。・通学がなくなり、外出自粛で外に出ることも無く、毎日パソコン  
 で授業を受ける生活が続き、生きている実感がわからない。・免疫が落ちないように出来るだけいつも通りの生活を送った。  
 ・生活リズムは崩さない。毎朝、早朝にランニングして体を少し鍛えた。



図-1◆休業中、体力づくり×課題についての関係性  
 図-2◆休業中、体力づくり×読書・趣味で時間を有効につかった関係性  
 図-3◆休校中の体力作り×再開後、学校にいくのがしんどいと思うことの関係性



■小学生 体力づくりに取り組んだ 69.0% ■中学生 体力づくりに取り組んだ59.5% ■高校生 体力づくりに取り組んだ49.0%

## 有識者・子どもと関わる方へのヒアリング結果 / ⑤運動・遊びについて

- ・「遊ばせる場所がない」「外に出るのが怖い」「実家に帰りたいが帰れない」などという声が聞かれた。
- ・子育て支援施設が事前予約制となり、子どものその日の調子で出かけるかどうかを決めていた親にとっては利用が難しくなった。上の子がずっと家にいて大変。
- ・万一感染者が出た場合の不安もあるが、外に出られない乳幼児や保護者の受け入れも必要であると感じているので、葛藤しながらの活動となっている。
- ・運動場、遊戯施設の場所や開放の情報などを行政から明確に打ち出してほしい。

26

## すまいる・あくしょん ⑥ 体験・学びについて

- ▶未就学児の保護者の多くが、子どもの健やかな成長のためには、いろいろお友だちと出会え場所・機会が必要と考えている。
- ▶これまで普通にあった行事が減ってしまい、子どもたちは残念に思っている。  
(小学生(高学年)から高校生では約70%が回答)。
- ▶大学生では、大学に行っていない、アルバイトが減ったなど体験・学びの機会が減少している。
- ▶保育者から「好奇心の塊の世代に、コロナ禍であってもわくわくを持ち続けられるような関わりができてきているのか心配」という声があった。

### すまいる・あくしょん⑥への導き

【子ども】→体験を通じて様々な学びへとつなげる

【大人・社会】→子どもたちが今、体験すること、体験できることの重要性について慎重に議論していく  
 →様々な体験を実行するために感染予防にもつとめる  
 →未来ある子どもたちのために社会全体が理解協力していく体制が必要



●わくわく感動する気持ちをもとう

●文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす



◆コロナ禍の中でも子どもたちが  
健やかに育つために必要だと思うことは? →報告書P69

いろんなお友だちと出会う  
場所・機会

240名/330名中  
が必要だと選択

いろんな自然体験・  
自然観察ができる場所・機会

114名/330名中  
が必要だと選択

◆未就学児の保護者の声(アンケート)

- ・地域の子育てサロンを通常に戻してほしい。
- ・今は一番吸収する時期なので、いろんな人に関わらせてあげたい。
- ・家でプールをした。
- ・子どもが非日常を逆に楽しめるようなアイテムを自宅に届けていただけたら喜びと思う。



◆学校や地域の行事が減り、残念に思う?  
あてはまる/少しあてはまると回答した割合 →報告書P40

残念に思っている

73.8%

■小学生

残念に思っている

67.9%

■中学生

残念に思っている

73.4%

■高校生

→高校2年生が一番多く、75.2%だった。体育祭や夏祭りが  
なくなって残念だったと自由回答でも多く上がっていた。

◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 小学校(低・中学年) / ・貝殻あつめ。・かぶとり、くわがたり。・やぎさんを見にいった。・海に行って釣りをした。  
・学校でザリガニをとりいった。・動物園に行った。・秘密基地をつくった。・友だちに会えない、遊べなくて悲しかった。
- 小学生(高学年) / ・夏休みが減って悲しかった。・イベントがたくさん中止になって6年生なのに6年生じゃない感じが  
する。・サッカーができない。・習い事がなかった。・カラオケにいけない。・買い物にいけない。
- 中学生 / ・卒業式で寄せ書きがもらえなかった。・修学旅行にいけなかった。・職業体験がなくなった。・部活のコンクール  
がなくなった。・映画に行けなかった。
- 高校生 / ・卒業式がいつもとちがった。・定期演奏会がなくなった。・文化祭、体育祭が中止。・部活がなかった。  
・高体連がなくなった。・部活の引退が唐突だった。・卒業旅行に行けなかった。・ユニバに行けなかった。・ライブやイ  
ベントが中止になった。・暇だった。・バイトが全部なくなった。・琵琶湖一周ができた。



◆コロナの影響により困ったことについて  
困った/少し困ったと回答した割合  
→報告書P53~55

◆子どもの声 (アンケート) 自由記述より

- 大学生/医療現場に立たされたとき、再現できる自信がない。
- ・動画だけでは理解できなかった。
- ・コロナ対策で少し肩身が狭かった。

勉強について困った 研究、実習について困った

75.1%

60.3%

→大学生の体験・学びの機会が減少している。

- ◆2020年4月以降、大学に行っていない…33.6%
- ◆アルバイトをしていた大学生の内、  
アルバイトが減ったもしくはやめた…45.3%
- ◆4回生の内、就職活動に困った/少し困った…58.0%

有識者・子どもと関わる方へのヒアリング結果 / ⑥体験・学びについて

- ・修学旅行については、子どもたちが一緒に寝ることがどこまでリスクになるかは、今後の課題だと思うが、滋賀県内でも子どもたちにとっては一生の思い出にもなると思うので冬の状況など徐々にみながらできる限り制限を解除していく方針がいいと思う。
- ・行事の縮小や内容の変更、遊びの制限に関して「コロナやからな」とつぶやきの中で聞いたり諦めたりする姿を見る機会が多くなり大変心が痛む。
- ・大会が全て中止になり、子どもたちのモチベーションが下がっているのも毎回試行錯誤している。
- ・最後の大会がなくなり部活での達成感がなく、消化不良のまま進路に向けて頑張れるのか不安である。
- ・コロナを理由に諦めることに慣れてしまわないか心配。好奇心の塊の世代に、コロナ渦であってもわくわくを持ち続けられるような関わりができていくのか心配。

30

すまいる・あくしょん ⑦オンライン交流・学習について

- ▶学年が上がるにつれ、休業中にオンライン交流を行った子どもの割合は多い。  
(小学生(高学年)約40%、中学生約60%、高校生約70%)
- ▶休業中、小学生(高学年)から高校生の約40%が「オンライン学習に取り組んだ」と回答。
- ▶小学生高学年から高校生の約85%が、休業中に「ゲームをしたり、SNSで動画を視聴したりする時間が増えた」と回答。
- ▶大学生から「リモートでも絆は深まる」、「一般教養などは、web授業のほうがいいと思った」といった回答があった一方、「学校に通うのが面倒に思う時もあったが、オンラインの方が何倍も面倒なことが分かった」といった回答もあった。

すまいる・あくしょん⑦への導き

【子ども】 →スマートフォンやインターネットなどの使い方、ルールを考えていく  
→対面でのコミュニケーション力も高める

【大人・社会】 →子ども社会の中のオンラインの使い方やルールと一緒に話し合える機会をつくる  
→オンラインのメリット、デメリットを把握する  
→オンライン授業を誰もが同じ状況で受けられるインターネット環境の整備と授業内容の配慮が必要



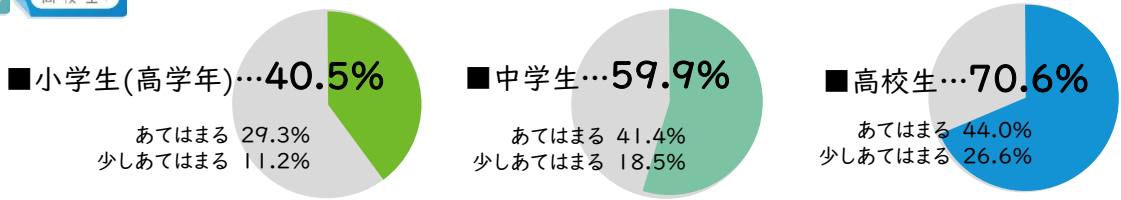
●オンラインを上手に活かそう

●オンラインを活かすための環境を整備する

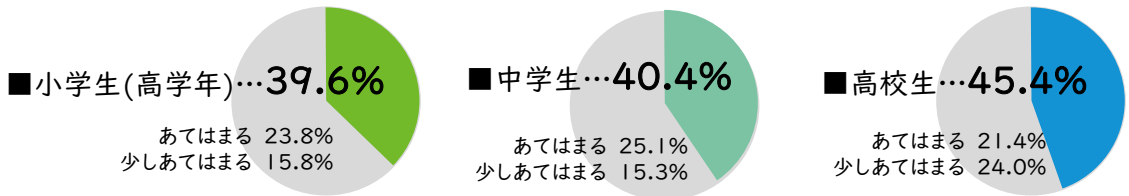




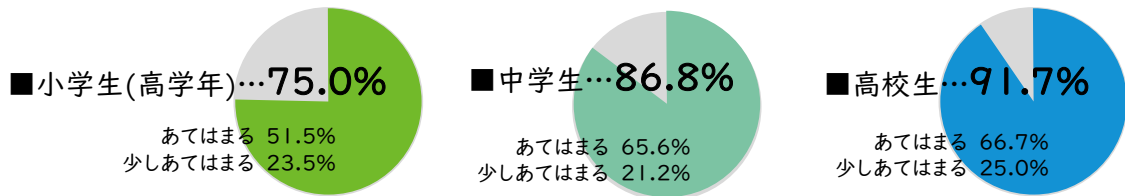
◆休業中、オンラインで友だちとの交流を行った?  
あてはまる/少しあてはまると回答した割合 →報告書P16



◆休業中、オンライン学習に取り組んだ? →報告書P15



◆休業中、ゲームをしたり、SNSで動画を視聴したりする時間が増えた? →報告書P17



◆子どもの声(アンケート)自由記述より

- 未就学児の保護者/・いつ休園、休校になってもいいように、オンライン授業やオンライン交流を充実させて欲しい。  
・先生から絵本の読み聞かせ、体操などしてもらえると、生活リズムのメリハリも出来ると思う。  
・買い物はオンラインを活用する。
- 小学生/・インターネットなどの情報をとれるのは便利。・早く児童にパソコンを配ってください。・友だちと休みの間でもオンラインで会えた。・オンラインなどでいつもと違って、混乱してしまった。・自粛でインターネットに触れる機会が増えていて犯罪者もいます。インターネットにかんしての条例を強くしていただきたいと思います。
- 中学生/・早くオンライン授業の準備をするべきだ。・オンラインでの人の関わりが増加した。・インターネットでいろんなことを知ることができた。・家でネットを使って授業を受けられるようにしてほしい。
- 高校生/・学校とのネット環境が悪かったこと。・オンラインの活用が増えて、インターネットを通して何かすることのすごさを知りました。・インターネット環境をもっと良くして、学校の整備を整えてほしい。・インターネットを使った授業(zoom etc)をすれば良かったのになと思った。
- 大学生/・動画だけでは分からないことがあった。・オンライン授業ではなかなかコミュニケーションがとれない。  
・リモートでも絆は深まる。・オンラインでの便利さを実感した。・一般教養などは、web授業のほうがいいと思った。  
・オンライン授業は全く身に付かない。・学校に通うのが面倒に思う時もあったが、オンラインの方が何倍も面倒なことが分かった。

- ・オンラインについては、あくまで道具であって、便利さを追求するもの。
- ・オンラインで交流することを覚える前に、人とのコミュニケーション力をつけることも重視すべき課題だと思う。
- ・SNSやゲームをする時間が増えているのも問題だ。 - 69 -

## 「すまいる・あくしょん」策定について

実施主体：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

事業受託：三方よし!子どもの笑顔プロジェクト実行委員会

実行委員会構成団体：一般社団法人ママサポートコミュニティ／子育て応援カフェLOCO／子育て応援hug組  
滋賀子育てネットワーク／ファザーリング・ジャパンしが／ほんわかハート／ママサポートおおつ  
ママサポートくさつ／ママサポートこうか／ママサポートこなん／ママサポートひこね  
ママサポートもりやま／楽育のたね ※50音順

有識者委員名：浅井大介(あさいこどもクリニック院長)  
角野文彦(滋賀県健康医療福祉部理事)  
北居理恵(湖北子ども食堂「リエゾン」代表、滋賀県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー)  
久保川雅子(多賀町立多賀小学校校長)  
宮沢孝幸(京都大学ウイルス・再生医科学研究所 准教授)  
吉川芳恵(滋賀県子ども・青少年局 教育・保育指導員) ※敬称略、50音順

ヒアリングにご協力いただいた方：

保育士／保育園長／地域型保育施設長／乳幼児教室施設長／子育て支援員／小学校教員／小学校支援員／放課後児童クラブ施設長／中学校教員／高校教員／特別支援学校教員／放課後等デイサービス職員／塾講師／英会話教室講師／音楽教室講師／スポーツ指導者／子育てサークル指導者／理学療法士／メンタルサポーター

令和4年(2022年)8月23日  
8月定例教育委員会  
報告事項

---

## 令和4年度 全国学力・学習状況調査の結果の概要

---

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

# 令和4年度全国学力・学習状況調査結果の概要について

## 1 実施概要

(1) 実施日 令和4年4月19日(火)

(2) 対象学年

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年  
中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(3) 実施教科

①教科に関する調査〔国語、算数・数学、理科〕

※ 知識・技能、思考力・判断力・表現力等は、相互に関係し合いながら育成されるものという新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導方法の改善等に資するよう、知識と活用を一体的に問われた。

②生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

・児童生徒に対する調査 ・学校に対する調査 (Webによる回答)

※ 学校質問紙において、令和3年度の新型コロナウイルス感染症への対応に関する項目として、臨時休業や学校教育活動の実施状況について問われた。

(4) 実施校数 悉皆調査

	調査対象 学校数	調査実施校	
		19日に調査を 実施した学校数	19日以降に調査を 実施した学校数
市町立小学校	217	216	1
義務教育学校(前期課程)	2	2	0
特別支援学校(小学部)	2	1	0
市町立中学校	93	92	1
義務教育学校(後期課程)	2	2	0
県立中学校	3	3	0
特別支援学校(中学部)	3	2	0
公立学校計	322	320	

## 2 教科に関する調査の結果概要(公立)

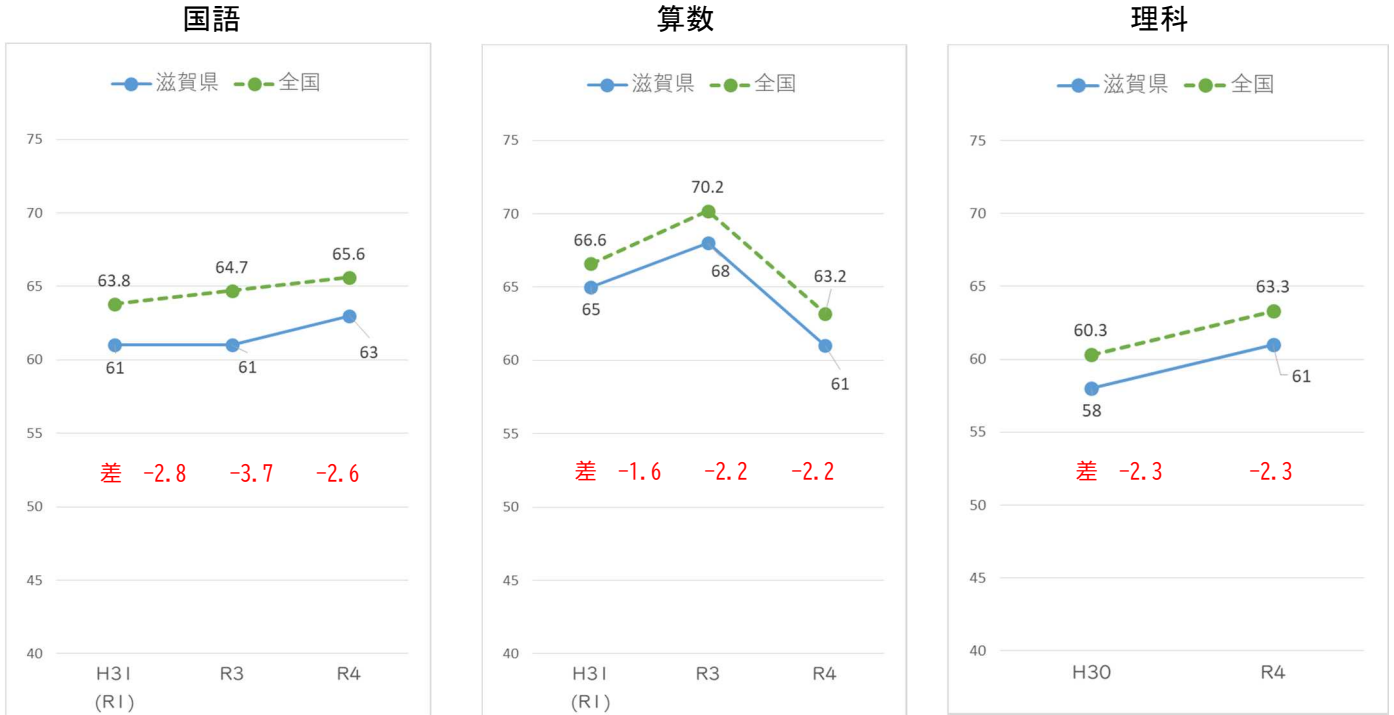
○各教科における本県と全国の平均正答数と平均正答率(%)

	教科	平均正答数/設問数			平均正答率		
		本県	全国	全国との差	本県	全国	全国との差
小学校	国語	本県	8.9/14	-0.3	本県	63	-2.6
		全国	9.2/14		全国	65.6	
	算数	本県	9.7/16	-0.4	本県	61	-2.2
		全国	10.1/16		全国	63.2	
	理科	本県	10.3/17	-0.5	本県	61	-2.3
		全国	10.8/17		全国	63.3	
中学校	国語	本県	9.5/14	-0.2	本県	68	-1.0
		全国	9.7/14		全国	69.0	
	数学	本県	7.2/14	0.0	本県	51	-0.4
		全国	7.2/14		全国	51.4	
	理科	本県	10.1/21	-0.3	本県	48	-1.3
		全国	10.4/21		全国	49.3	

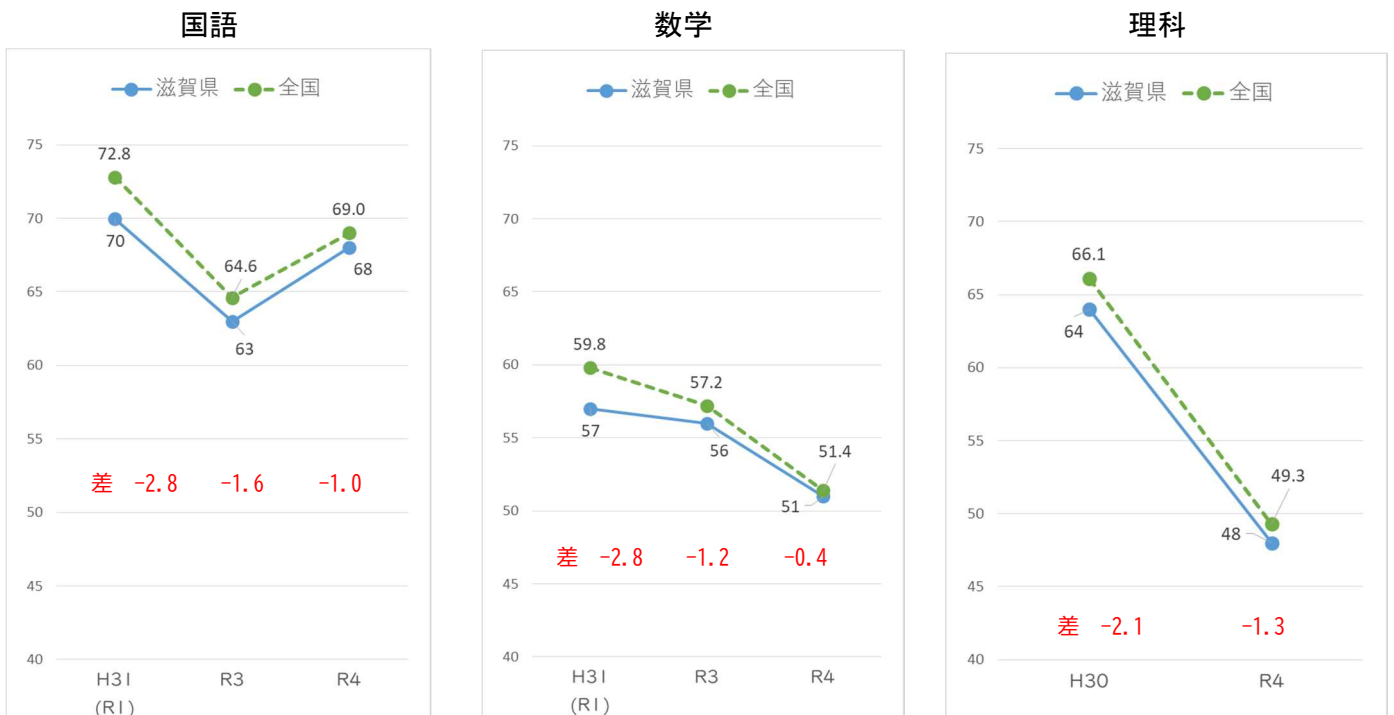
○ 平成 31 年度から令和 4 年度全国学力・学習状況調査の平均正答率の推移

平成 31 年度から、主として「知識」に関する問題（A問題）と、主として「活用」に関する問題（B問題）という区分を見直し、知識・活用が一体的に出題された。理科の調査については、前回は平成 30 年度に実施された。令和 2 年度の調査は、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響等を考慮し、実施されなかった。

【小学校】＜平均正答率の経年変化＞



【中学校】＜平均正答率の経年変化＞



【国語】

小学校

◆内容・領域や評価の観点、問題形式ごとに分析すると…

- 「話すこと・聞くこと」における「聞くこと」の設問の平均正答率は83.9%であり、全国平均とほぼ同等であった。
  - ・話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことの内容を捉えることができた。
- 「書くこと」における記述式の問題では、全国の平均正答率を3.5%下回った。
  - ・伝え合ったことを基に、自分の文章のよいところをまとめて書くことに課題が見られた。
- 漢字の書き取りの設問において、全国の平均正答率を最大で4.9%下回った。
  - ・漢字を文の中で正しく使うことに課題が見られた。

◆正答数分布のグラフに着目すると…



■各設問を「読み解く力」の関連でみると…

「話すこと・聞くこと」の設問では、話し合う場面において、友達が伝えたいことや自分が聞きたいことの内容を捉えることができていた。

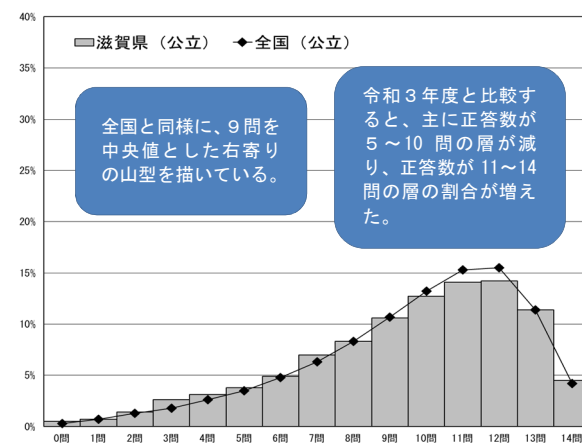
「書くこと」の設問では、友だちと伝え合った感想や意見を基に、自分の文章のよさに気づき、文章で表現することに課題が見られた。

中学校

◆内容・領域や評価の観点、問題形式ごとに分析すると…

- 「書くこと」における平均正答率は47.6%であり、全国平均を1.1%上回った。
  - ・自分の考えが伝わる文章になるように、資料の一部から必要な情報を引用して、根拠を明確にして書くことができた。
- 「我が国の言語文化に関する事項」における平均正答率は67.5%であり、全国平均を2.7%下回った。
  - ・「書写」において、行書の特徴（「筆順の変化」や「点画の省略」など）の理解に課題が見られた。

◆正答数分布のグラフに着目すると…



■各設問を「読み解く力」の関連でみると…

「書くこと」の設問では、資料から目的に応じて必要な情報を取り出し、引用することができていた。

「話すこと・聞くこと」の設問では、友達との交流の中から得た助言を基に、深まった自分の考えを記述によって表現することに課題が見られた。

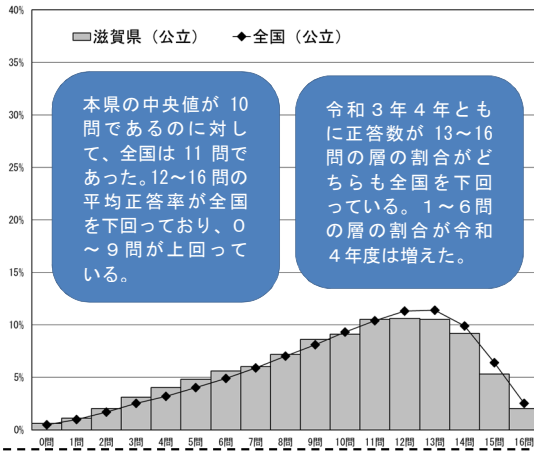
【算数・数学】

小学校

◆内容・領域や評価の観点、問題形式ごとに分析すると…

- 「数と計算」と「図形」の領域では、全国平均をどちらも2.3%下回った。昨年度と比較すると、それぞれ1.1、1.4%の改善が見られた。
  - ・除法を用いることで答えが導きだせる理由を説明することや、長方形の性質について理解している。
- 「変化と関係」の領域では、全国平均を3.0%下回った。
  - ・飲み物の量が変わっても果汁の割合は変わらないことへの理解に課題が見られた。
  - ・比例の関係にあることを用いて、答えの求め方を式や言葉で説明することについて課題が見られた。

◆正答数分布のグラフに着目すると…



■各設問を「読み解く力」の関連で見ると…

「データの活用」の領域において、目的に応じてグラフを選択することはできたが、必要な情報を読み取ることに課題が見られた。

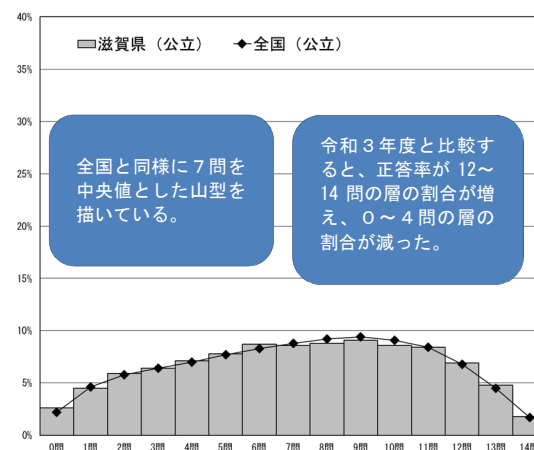
「変化と関係」の領域において、伴って変わる二つの数量の間にある比例の関係を用いて、未知の数量を求めることはできたが、他者が考えた式や記述をもとに、求め方を式や言葉で説明することに課題が見られた。

中学校

◆内容・領域や評価の観点、問題形式ごとに分析すると…

- 「数と式」の領域では、全国平均を0.9%上回った。また「図形」の領域では、全国との差はなかった。
  - ・自然数を素数の積で表すことができるかをみる設問で9.5%上回った。また、反例の意味を理解しているかをみる設問で0.8%上回った。
- 「関数」と「データの活用」の領域では、全国平均をそれぞれ1.2、1.8%下回った。
  - ・一次関数の変化の割合について意味の理解に課題が見られた。
  - ・箱ひげ図から分布の特徴を読み取ることに課題が見られた。

◆正答数分布のグラフに着目すると…



■各設問を「読み解く力」の関連で見ると…

「データの活用」の領域（コマ回し）の設問において、データの傾向を読み取ってはいるが、判断の根拠として適切なものを取り出すことに課題が見られた。

「数と式」の領域（2つの偶数の和）の設問において、目的に応じて式を変形し、事柄が成り立つ理由を説明することに課題が見られた。

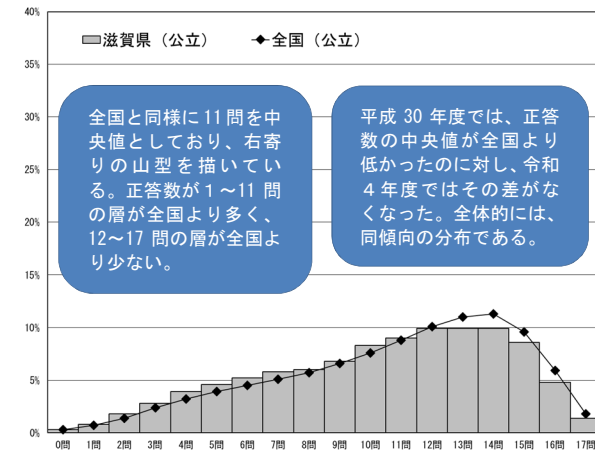
【理科】

小学校

◆内容・領域や評価の観点、問題形式ごとに分析すると…

- 「生命」の領域の平均正答率は72.9%であり、全国平均を2.1%下回った。
  - ・生物の観察から疑問をもち、予想や仮説を基に解決の方法を発想することができた。
  - ・与えられた表を基に、生物の特徴から分類することができた。
- 「粒子」と「地球」の領域では、全国平均をそれぞれ3.5%、3.0%下回った。
  - ・実験器具の名称を正しく覚え書くことや、科学的な言葉や概念を日常生活に関連付けながら理解することに課題が見られた。
  - ・実験結果の分析から自分の考えをもち、その考えを記述することに課題が見られた。

◆正答数分布のグラフに着目すると…



■各設問を「読み解く力」の関連で見ると…

提示された資料を、複数の視点で分析して解釈する設問において、資料から必要な情報を読み取り、差異点や共通点を見いだして、分析、整理することができていた。

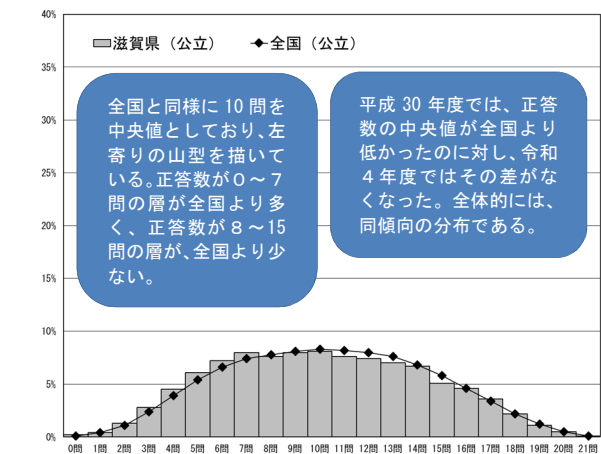
自然の事物・現象から得た情報を、他者とのやりとりを通して分析、整理し、自分の考えをまとめ、記述することに課題が見られた。

中学校

◆内容・領域や評価の観点、問題形式ごとに分析すると…

- 「粒子」の領域の平均正答率は50.2%であり、全国平均とほぼ同等であった。
  - ・分子をモデルで表した図を基に、化学反応式について理解することができた。
- 記述式の問題における平均正答率は全国平均を、3.1%下回った。
  - ・物体に働く重力とつり合う力について説明することに課題が見られた。
  - ・水素を燃料として使うしくみにに関して、「粒子」と「エネルギー」の領域の知識を関連付け、解釈することに課題が見られた。
  - ・実験結果の考察の妥当性を高めるために、必要な再実験を考えることに課題が見られた。

◆正答数分布のグラフに着目すると…



■各設問を「読み解く力」の関連で見ると…

図や表、モデルなどを基に、情報を正しく読み取り、観察、実験の内容について分析・整理することができていた。

記述形式の設問において、既習の知識や概念を用いて、未知の事物・現象について筋道を立てて考え、説明することに課題が見られた。



### 3 質問紙調査の結果概要

#### ○児童生徒質問紙調査

- ・質問項目数は、小中学校ともに 69 項目であり、昨年度と同数であった。
- ・学校での ICT 機器の活用頻度を尋ねる項目が細分化され、具体的な場面ごとに尋ねられている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業期間中のことを尋ねる項目は削除された。

#### ○学校質問紙調査

- ・質問項目数は、小学校 85 項目（昨年度より 17 項目減）、中学校 83 項目（昨年度より 19 項目減）となった。
- ・小中学校ともに新型コロナウイルス感染症の影響を調査するための質問項目が 3 項目あった。

#### (1) 「第Ⅱ期 学ぶ力向上滋賀プラン」における 3 つの視点の指標項目等

質問項目に対して、4 つの選択肢の中から肯定的な回答（「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「よく行った」、「どちらかといえば行った」等）を選択した割合（％）を示した。

##### ① 視点 1 「学びを実感できる授業づくり」

質問項目	校種		R3 調査	R4 調査	前回調査との比較
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。 [児童生徒質問紙]	小	本県	76.6	76.5	-0.1
		全国	78.2	77.3	-0.9
	中	本県	80.7	77.1	-3.6
		全国	81.0	79.2	-1.8
授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか。 [児童生徒質問紙]	小	本県	62.0	65.0	+3.0
		全国	63.5	65.4	+1.9
	中	本県	58.0	58.0	0.0
		全国	62.0	63.3	+1.3
5年生まで〔1, 2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器をどの程度使用しましたか。 [児童生徒質問紙] *1	小	本県	12.7	26.4	+13.7
		全国	11.2	26.7	+15.5
	中	本県	10.8	23.2	+12.4
		全国	7.4	21.6	+14.2
あなたの学校では、児童〔生徒〕一人一人に配備された PC・タブレットなどの ICT 機器を、授業でどの程度活用しましたか。 [学校質問紙] *1 *2	小	本県		57.1	
		全国		58.2	
	中	本県		53.5	
		全国		55.5	

\*1 ICT 機器の使用に関する質問項目は、「ほぼ毎日」を選択した割合を示した。

\*2 R3 調査の欄に斜線が入っている質問項目は、令和3年度に実施されていない。

② 視点2 「学ぶ意欲を引き出す学習集団づくり」

質問項目	校種		R3調査	R4調査	前回調査との比較
将来の夢や目標を持っていますか。 [児童生徒質問紙]	小	本県	78.5	77.4	-1.1
		全国	80.3	79.8	-0.5
	中	本県	65.0	64.1	-0.9
		全国	68.6	67.3	-1.3
学級の友達との間／生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか。 [児童生徒質問紙]	小	本県	78.9	80.0	+1.1
		全国	78.8	80.1	+1.3
	中	本県	76.6	76.8	+0.2
		全国	77.8	78.7	+0.9
人が困っているときは、進んで助けていますか。 [児童生徒質問紙]	小	本県	89.0	89.0	0.0
		全国	88.7	88.9	+0.2
	中	本県	87.4	87.1	-0.3
		全国	88.5	88.4	-0.1
学校生活の中で、児童〔生徒〕一人一人のよい点や可能性を見つけ評価する（褒めるなど）取組をどの程度行いましたか。 [学校質問紙]	小	本県	99.5	99.1	-0.4
		全国	98.7	98.7	0.0
	中	本県	98.0	99.0	+1.0
		全国	98.6	98.1	-0.5

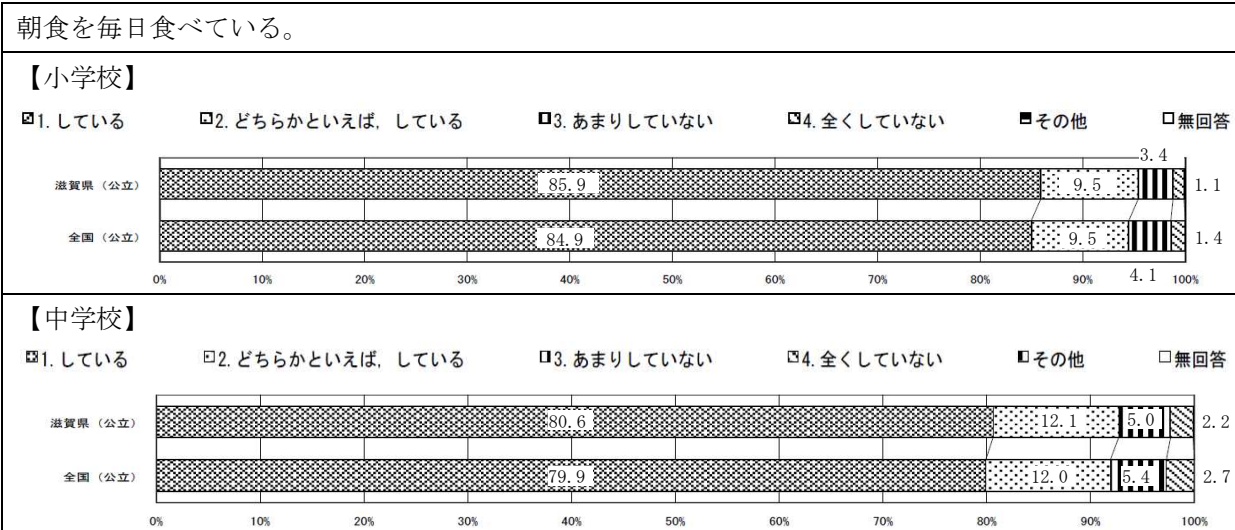
③ 視点3 「子どものために一丸となって取り組む学校づくり」

質問項目	校種		R3調査	R4調査	前回調査との比較
児童〔生徒〕自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を学ぶ校内研修を行いましたか。[学校質問紙]	小	本県	85.5	85.9	+0.4
		全国	82.4	83.6	+1.2
	中	本県	77.4	72.7	-4.7
		全国	77.7	78.6	+0.9
前年度までに、近隣等の小/中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか。[学校質問紙]	小	本県	50.0	42.0	-8.0
		全国	59.1	52.7	-6.4
	中	本県	54.9	49.5	-5.4
		全国	65.0	61.1	-3.9
保護者に対して児童〔生徒〕の家庭学習を促すような働きかけを行いましたか。 [学校質問紙] *2	小	本県		91.3	
		全国		92.4	
	中	本県		79.8	
		全国		86.7	

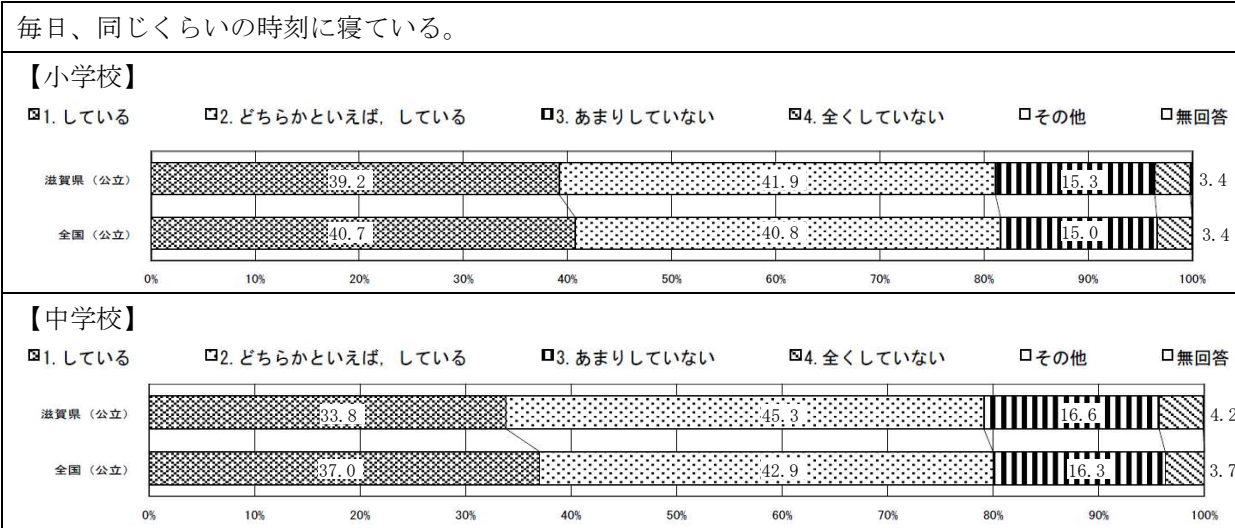
\*2 R3調査の欄に斜線が入っている質問項目は、令和3年度に実施されていない。

(2) 児童生徒の基本的な生活習慣および学習習慣に関する質問項目 (児童生徒質問紙)

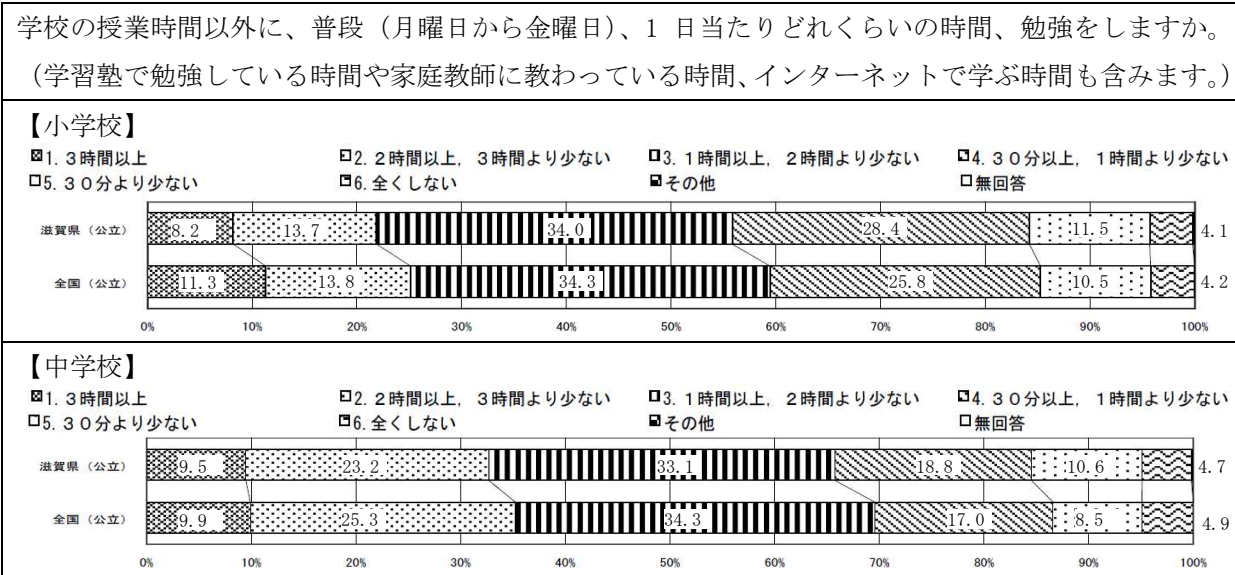
○朝食の摂取



○就寝時刻

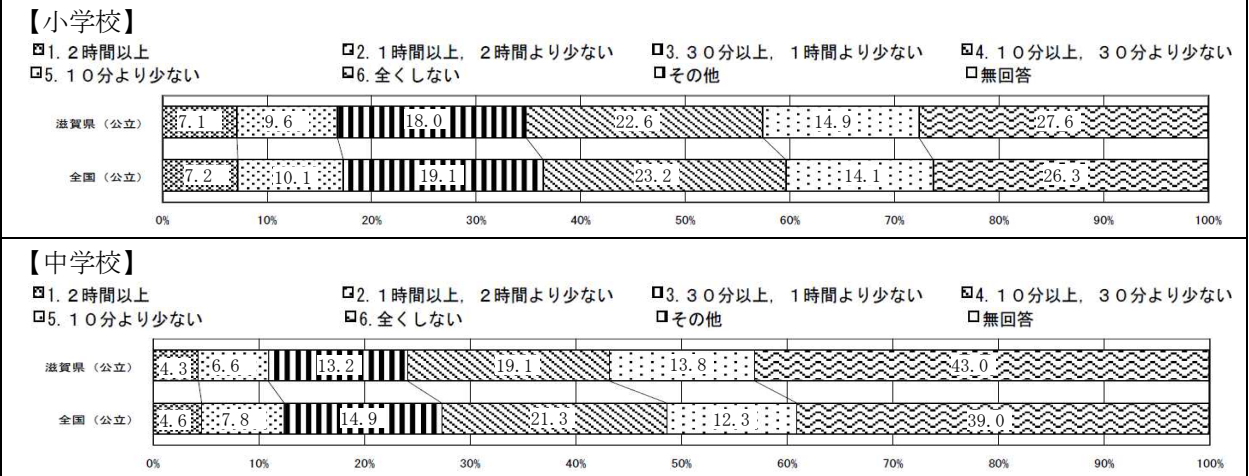


○家庭学習の時間



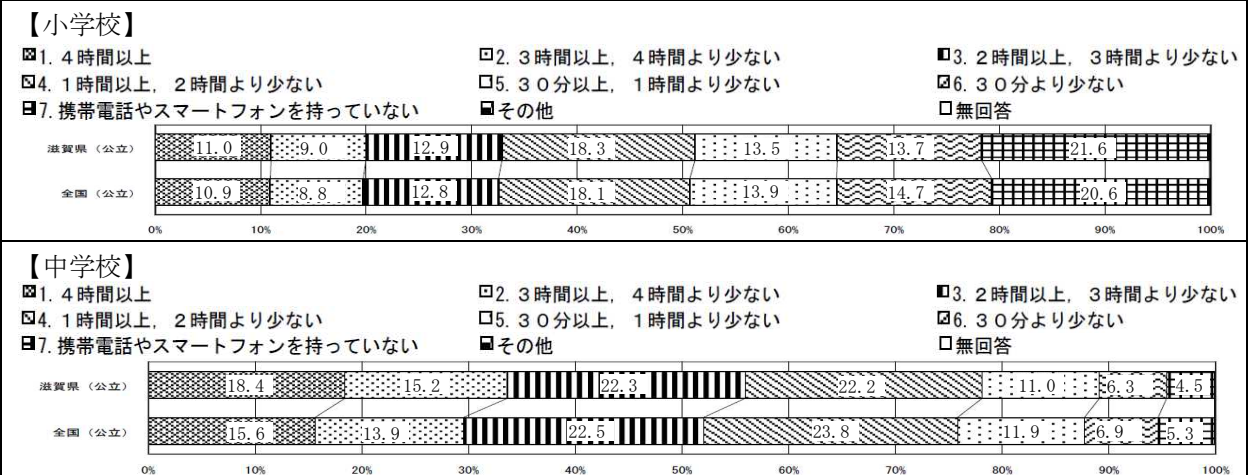
## ○読書の時間

学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。  
(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

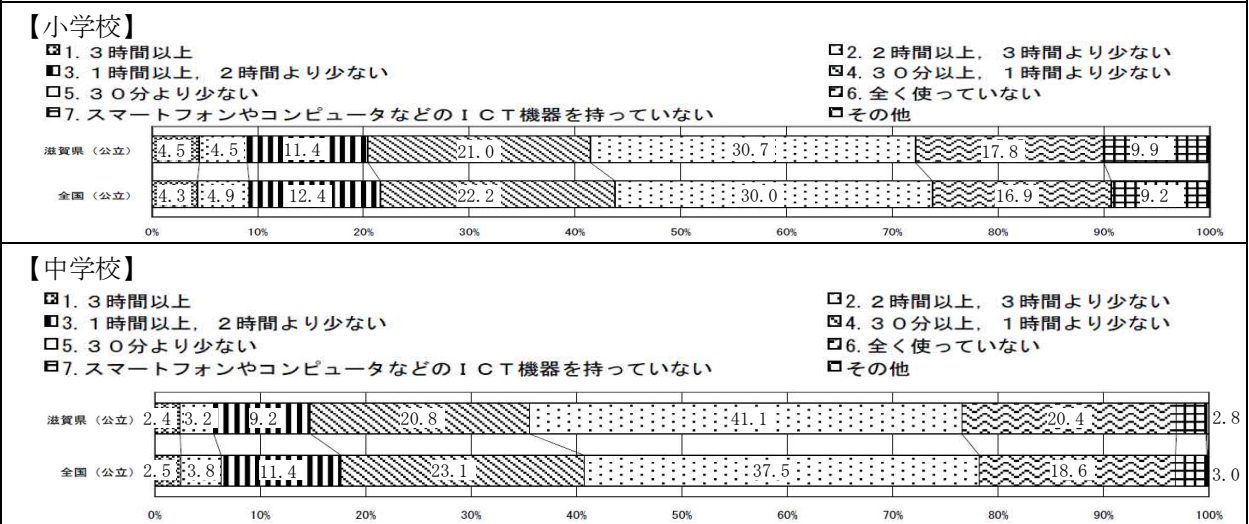


## ○ICT 機器の使用時間

普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで SNS や動画視聴などをしますか(携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除きます)。



普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンやコンピュータなどの ICT 機器を、勉強のために使っていますか。



### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大前と現在との比較（児童生徒質問紙）

児童生徒質問紙の項目から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられる項目を抽出し、選択肢の中から肯定的な回答（「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「よく行った」、「どちらかといえば行った」等）を選択した割合（％）を示した。

#### ○自分自身に関すること

質問項目	校種		H31(R1)調査	R3調査	R4調査	H31(R1)との比較
自分には、よいところがあると思いますか。	小	本県	81.5	77.2	78.8	-2.7
		全国	81.2	76.9	79.3	-1.9
	中	本県	71.2	74.3	76.2	+5.0
		全国	74.1	76.2	78.5	+4.4
将来の夢や目標を持っていますか。	小	本県	82.5	78.5	77.4	-5.1
		全国	83.8	80.3	79.8	-4.0
	中	本県	66.2	65.0	64.1	-2.1
		全国	70.5	68.6	67.3	-3.2
難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか。	小	本県	79.8	71.0	72.5	-7.3
		全国	79.0	70.9	72.5	-6.5
	中	本県	69.6	65.9	66.9	-2.7
		全国	70.3	65.9	67.1	-3.2
人が困っているときは、進んで助けていますか。	小	本県	87.5	89.0	89.0	+1.5
		全国	87.9	88.7	88.9	+1.0
	中	本県	83.7	87.4	87.1	+3.4
		全国	85.9	88.5	88.4	+2.5

#### ○学校生活に関すること

質問項目	校種		H31(R1)調査	R3調査	R4調査	H31(R1)との比較
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。 *令和3年度は本質問項目はなし	小	本県	84.0		86.4	+2.4
		全国	86.1		87.1	+1.0
	中	本県	78.5		85.1	+6.6
		全国	81.5		86.6	+5.1
学校に行くのは楽しいと思いますか。	小	本県	86.0	83.2	86.0	0.0
		全国	85.8	83.4	85.4	-0.4
	中	本県	81.7	81.9	82.3	+0.6
		全国	81.9	81.1	82.9	+1.0
5年生(1,2年生)のときに受けた授業で、ICT機器をどの程度使用しましたか。 *週1回以上と回答した割合	小	本県	33.2	36.7	82.0	+48.8
		全国	30.6	40.1	83.2	+52.6
	中	本県	37.3	38.1	80.3	+43.0
		全国	30.6	33.4	80.6	+50.0

○家庭、地域での生活に関すること

質問項目	校種		H31(R1)調査	R3調査	R4調査	H31(R1)との比較
家で自分で計画を立てて勉強をしていますか。	小	本県	71.2	73.2	70.5	-0.7
		全国	71.5	74.0	71.1	-0.4
	中	本県	49.4	63.7	58.1	+8.7
		全国	50.4	63.5	58.5	+8.1
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり、どのくらいの時間、勉強をしますか。 *1時間以上と回答した割合	小	本県	64.9	60.4	55.9	-9.0
		全国	66.1	62.5	59.4	-6.7
	中	本県	66.4	74.4	65.8	-0.6
		全国	69.8	75.9	69.5	-0.3
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり、どのくらいの時間、読書をしますか。 *30分以上と回答した割合	小	本県	37.1	35.3	34.7	-2.4
		全国	39.8	37.4	36.4	-3.4
	中	本県	22.3	24.4	24.1	+1.8
		全国	27.0	28.9	27.3	+0.3
今住んでいる地域の行事に参加していますか。	小	本県	77.2	67.7	63.6	-13.6
		全国	68.0	58.1	52.7	-15.3
	中	本県	58.7	51.3	49.1	-9.6
		全国	50.6	43.7	40.0	-10.6

## 全国学力・学習状況調査の結果をうけた今後の取組

### 1 分析資料（「課題の改善に向けた取組の重点」）の活用

今回の調査結果について小中学校ごとに分析して課題を明らかにし、校種ごとに改善点を焦点化した取組事項を「課題の改善に向けた取組の重点」として示す。

（資料の内容）

- ・各教科の「課題の改善に向けた取組」の例

教科ごとの授業改善例を示し、2学期以降の指導に生かす。

- ・分析資料の活用方法

解答状況整理表（S-P表）等の学力調査分析資料とその活用方法を示し、各学校が課題を焦点化し、重点的に指導すべき点を明確にできるようにする。

### 2 市町教育委員会への取組

市町教育委員会の担当者と、県全体の課題を共有するとともに、調査結果を踏まえた各市町、学校の課題を明確にし、対策について検討を行う。

（日程）

8/5（金）本県の調査結果とそれを踏まえた今後の取組について（説明）

※ Web会議で実施

8/30（火）各市町の調査結果とそれを踏まえた今後の取組について（協議）

### 3 小中学校への取組

- ・「我が校の学ぶ力向上策（今後の取組方針および計画）」の検証・改善

各学校において、今年度の調査結果を受けて、「我が校の学ぶ力向上策（今後の取組方針および計画）」の検証・改善を促す。

（9月中旬までに、県教育委員会へ報告）

- ・全小中学校への学校訪問による取組の指導助言

各学校から報告された「我が校の学ぶ力向上策」とその検証・改善の中間報告の内容を確認し、2学期以降の学校訪問において指導助言を行う。

また、引き続き「読み解く力」の育成を図り、子どもが得た情報をもとに、自分の考えと比較しながら修正し、説明できる力を育てる。

- ・「学びの基礎チャレンジ（県独自調査）」と「学びのアンケート」の実施

調査結果から、教員が子ども一人ひとりの学習状況等を把握し、個に応じた指導を行い、基礎・基本の定着を図る。

- ・「一人ひとりの学び最適化プロジェクト」の成果の共有

「学ぶ力検証モデル事業（R3年度～）」や「学びのステップアップ調査C B T化事業（R4年度～）」において、「個別最適な学び」につながる取組を行い、子どもの確かな学力の向上につなげる。

- ・家庭学習の充実に向けた取組

各市町の課題と現状に合った取組について、県が家庭学習の充実につながる取組例等を示し、指導する。また、さらなる効果的な取組とするため、他部局とも連携しながら支援を進めていく。

- ・読書活動の充実に向けた取組

教員向けに、学校図書館を活用した授業づくりや読書活動の充実に向けた取組を紹介し、各学校で読書活動の活性化を図られるよう指導を行う。また、学校図書館司書と連携した図書室の効果的な活用を進めていく。